

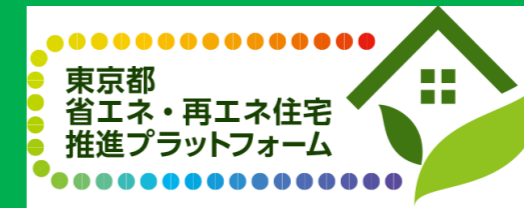


東京都  
省エネ・再エネ住宅  
推進プラットフォーム



# 令和8年度 第1回連絡協議会

令和8年4月15日13:30~15:00  
都庁第一本庁舎5階大会議場



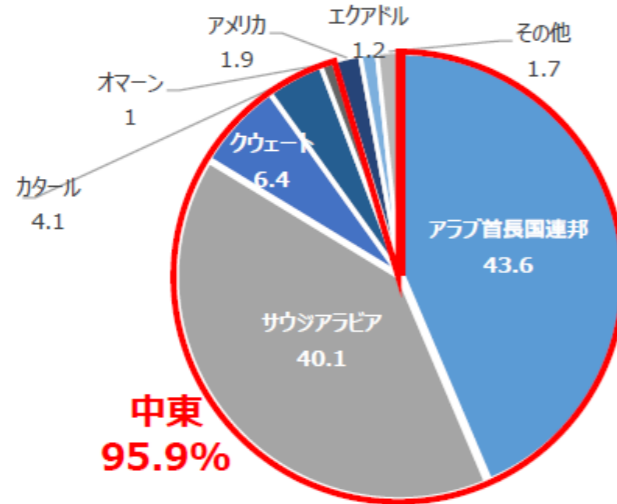
## 令和8年度 第1回連絡協議会 次第

- 1 東京都の計画等
- 2 補助金等の紹介
  - (1)新築住宅
  - (2)既存住宅改修等
  - (3)設備関連
  - (4)住宅市街地
  - (5)家電の買い替え等
  - (6)プラットフォーム
- 3 東京都の施策
  - (1)令和8年度中層木造共同住宅の普及に向けて
  - (2)東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例
- 4 その他
  - (1)住宅事業者への感震ブレーカー設置促進のための補助金
  - (2)事務局からの連絡

中東情勢の緊迫化に伴い、**原油価格の高騰**や**エネルギー供給の不安定化**が懸念

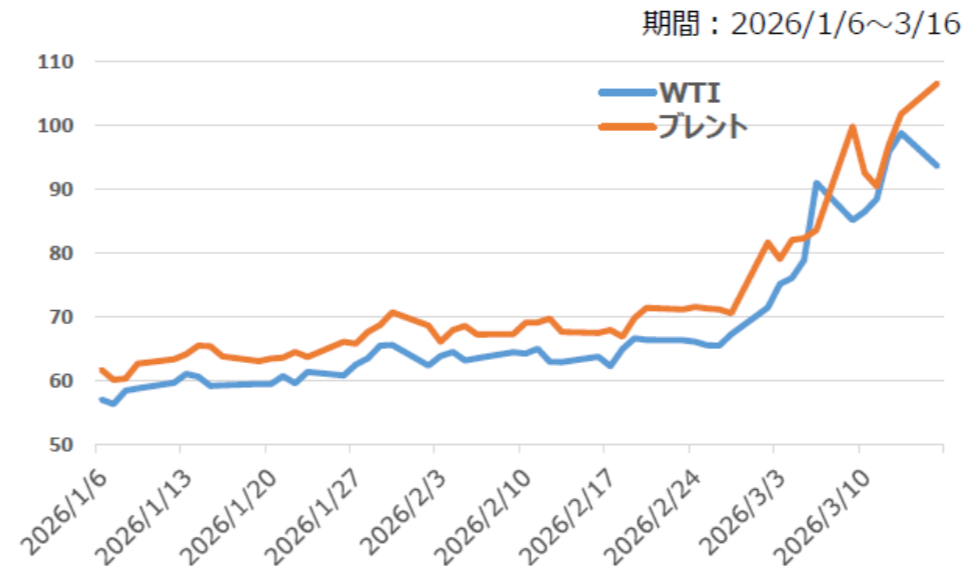
- 日本の原油輸入の**9割超は中東地域**からであり、同地域への依存度が高い
- **原油価格**は3月以降高騰。1バレル100ドルを超える場面もみられる等、先行きは不透明な状況
- **電気料金への影響**については、原油価格が発電用液化天然ガス（LNG）の価格に反映され、さらに電気料金に反映される仕組みであることから、**数か月程度のタイムラグ**が生じる

日本の原油輸入先（2024年）



【出典】 資源エネルギー庁「資源・エネルギー統計」を基に作成

原油価格は3月以降高騰



開催状況



## 今夏の電力需給は厳しい見通しであり、予断を許さない状況

- **今夏の電力需給の見通し**
  - 安定供給に最低限必要とされる電力予備率は3%であり、厳しい状況。電力需給ひっ迫リスクへの対策が必要不可欠
- **今夏の暑さの予測**
  - 地球温暖化の影響やエルニーニョ現象による海面水温の上昇が見込まれることなどから、**東日本は平年より高い気温となる可能性**（気象庁「暖候期予報（2月24日発表）」より）

### 今夏の電力需給見通し（電力予備率）

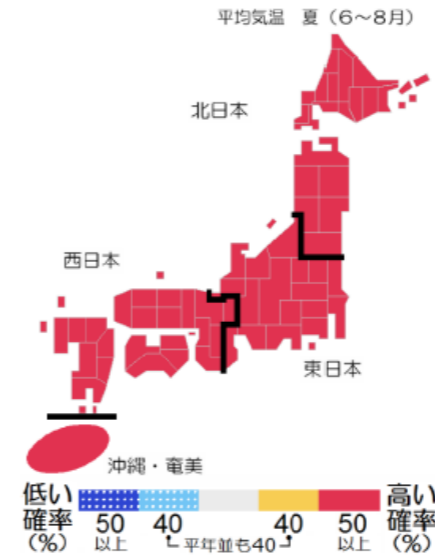
2026年3月16日時点

	7月	8月	9月
東京エリア	3.0% (5.2%)	1.9% (4.1%)	1.8% (4.0%)

※（ ）は、柏崎刈羽原発6号機（エリア予備率2.2%程度）の営業運転がされた場合

【出典】電力広域的運営機関「第117回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」を基に、表を加工して作成

### 今夏（6～8月）の平均気温の見通し

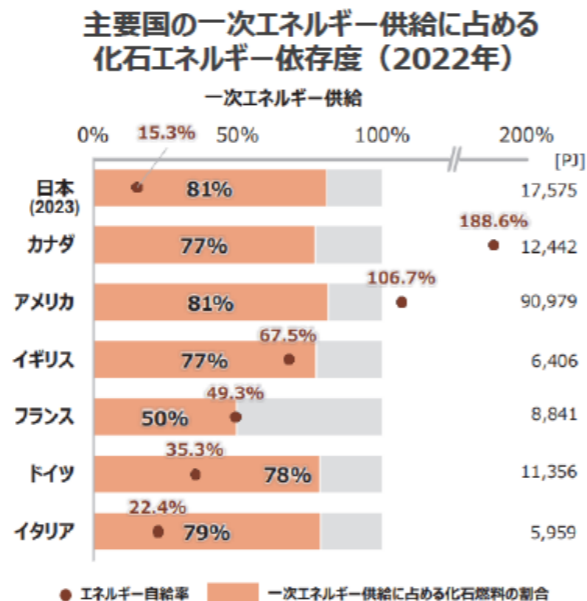


【出典】気象庁「暖候期予報（2月24日発表）」

### 気候変動の影響は現実の脅威となっており、脱炭素の取組に猶予はない

- 世界平均気温の上昇に伴い、豪雨の頻発化や厳しい猛暑が現実のものに
- CO2など温室効果ガスの多くは化石燃料のエネルギー利用から発生。  
日本の化石燃料への依存度は約8割
- 日本の電源構成において、再生可能エネルギーは増加しているものの、2割強にとどまっている

#### 化石燃料依存からの脱却が課題



【出典】経済産業省「エネルギー白書2025」

#### 日本の電源構成（2024年度）

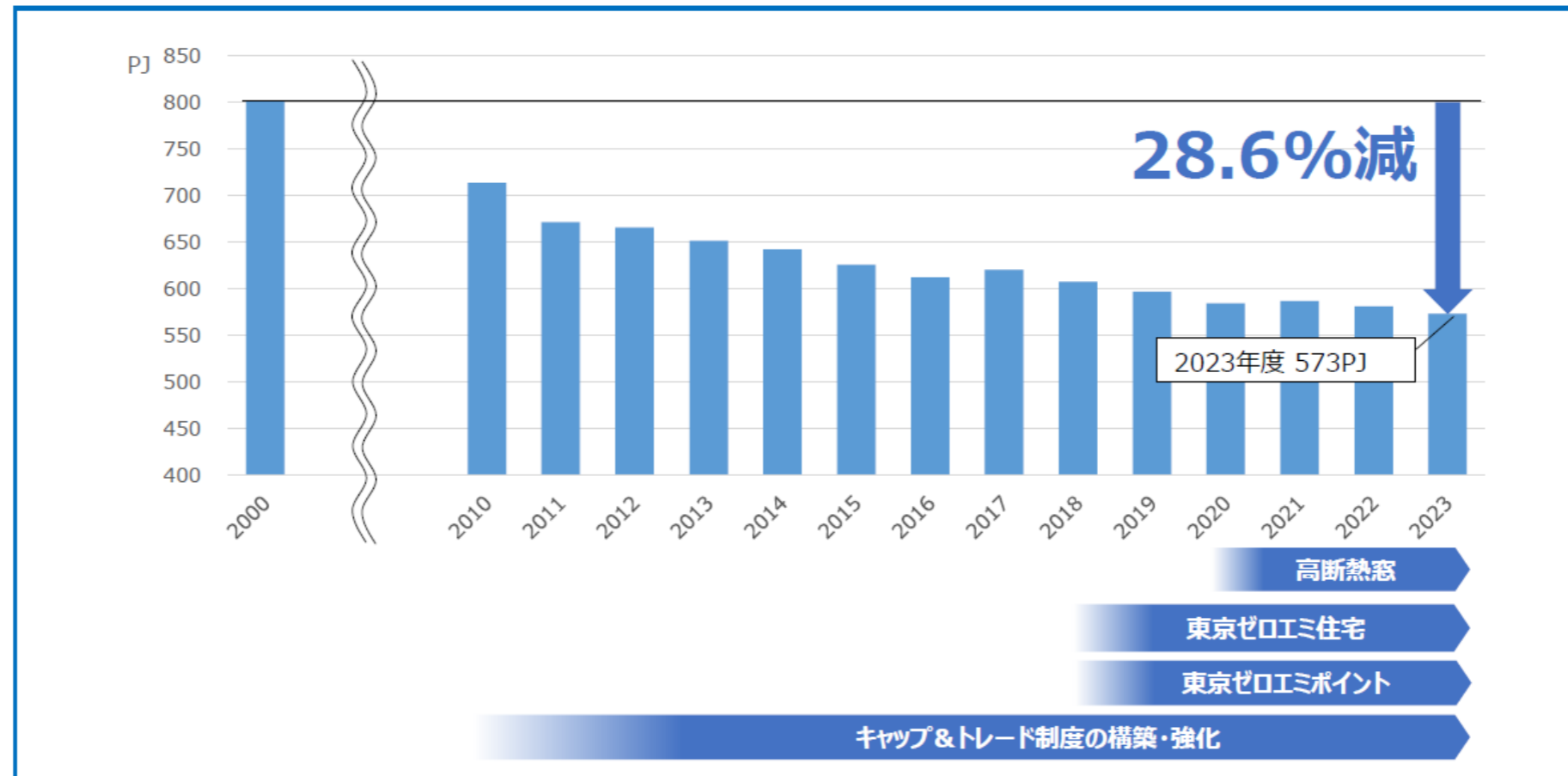


【出典】資源エネルギー庁「令和5年度エネルギー需給実績」を基に作成

### 都の先進的な施策により都内のエネルギー消費量は大幅に削減

- キャップ&トレード制度の構築・強化、東京ゼロエミ住宅の強化などにより、世帯数が38%、オフィスの床面積が23%増加する中においても、都内エネルギー消費量は2000年比で約3割削減

都内エネルギー消費量の推移



### 近年、都内の太陽光発電設備の導入が加速

- 東京ゼロエミ住宅普及促進事業などの取組強化により、導入実績は大幅に拡大し、**2030年と2035年の目標を上方修正**
- **太陽光パネル設置義務化**により、**都民の行動変容**や**事業者等の再エネ導入を一層推進**

#### 都内太陽光発電設備の導入状況

導入を加速することで、電気代の削減につながり、2035年には**一般家庭約120万世帯分の電力を確保**



東京ゼロエミ住宅普及促進事業

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

住宅用太陽光初期費用ゼロ促進の増強事業

建築物環境報告書制度推進事業（太陽光パネル設置義務化）

毎年度  
取組を  
拡充

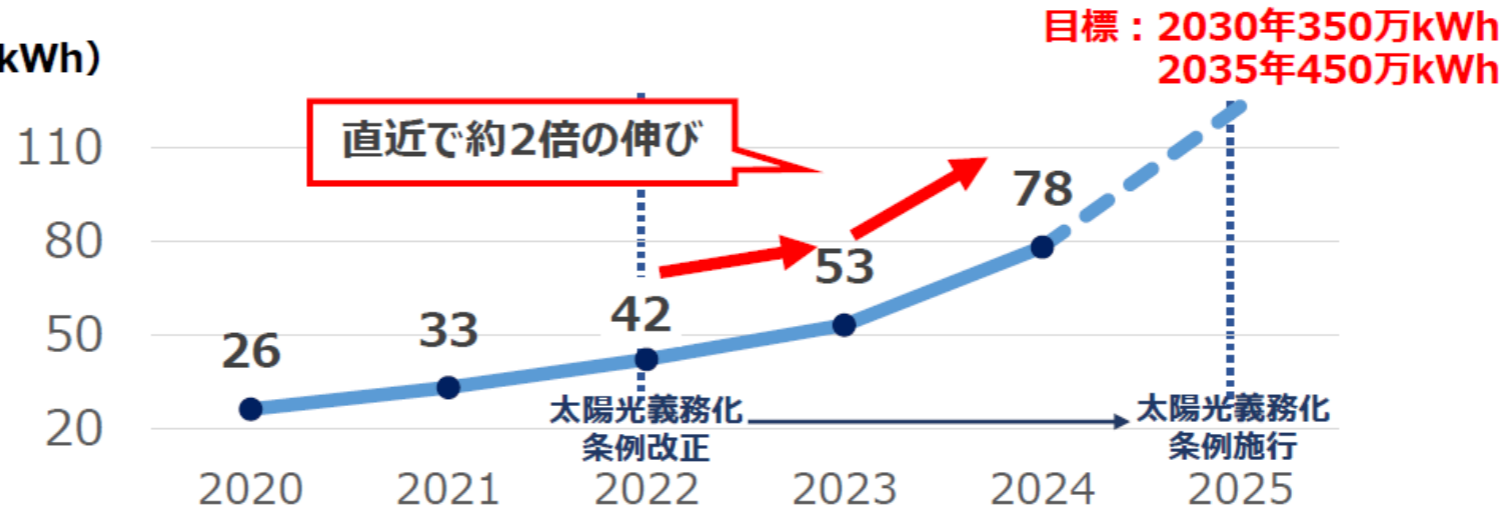
### 太陽光発電と合わせて都内の蓄電池の導入も加速

- 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業、東京ゼロエミ住宅普及促進事業などの取組を拡充した結果、実績が大幅に拡大し、**2030年と2035年の目標を上方修正**
- 家庭用蓄電池は、停電時に蓄めた電気を使うことができるため、**レジリエンスの確保にも寄与**

#### 都内家庭用蓄電池の導入状況

系統用蓄電池と合わせると、2035年には約190万kW分の調整力を確保（原発約2基分の電力に相当）

（単位：万kWh）



東京ゼロエミ住宅普及促進事業

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

住宅用太陽光初期費用ゼロ促進の増強事業

再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業

毎年度  
取組を  
拡充

- 都は「脱炭素社会の実現」と「エネルギーの安定確保」の両立を目指して**HTTを推進**
- 中東情勢の緊迫化や今夏の電力需給予測等、**エネルギーの安定供給が喫緊の課題**に。  
エネルギー資源が乏しい日本にとって、**再生可能エネルギーの一層の拡充**が不可欠
- 一方、いかなる状況下にあっても、気候変動の影響により厳しさを増す**夏の暑さから都民の命と健康を守る対策をしっかりと講じていく必要**

**エネルギー消費量を抑えながら、快適な都市環境を構築**

### 取組の方向性

- 1 **HTT（電力を④へらす ①つくる ①ためる）の取組を加速**
- 2 **都民の命と健康を守る暑さ対策を強化**
- 3 **都民・事業者の行動変容につなげるムーブメントを展開**

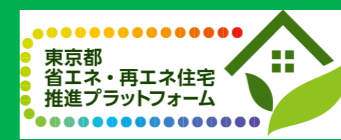
# 2 補助金等の紹介

分類	分類	R8事業	R7→R8	説明部局
新築住宅	補助金	東京ゼロエミ住宅普及促進事業	拡充	環境局
	補助金	建築物環境報告書制度「環境性能向上支援事業」	拡充	
	補助金	建築物環境報告書制度「設計・施工技術向上支援事業」	拡充	
	補助金	建築物環境報告書制度「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」	拡充	
	認定	優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定等	拡充	
	税制	東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免	継続	主税局
	ポイント	木材利用ポイント事業（多摩産材等活用）	拡充	産業労働局
	補助金	構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金	継続	都市整備局
	補助金	構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金	継続	
	補助金	東京都戸建住宅等液状化対策促進事業等	継続	
既存住宅改修等	補助金	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	拡充	環境局
	認定	優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定等【再掲】	拡充	
	補助金	賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業	拡充	主税局
	税制	省エネ改修工事をした住宅に対する固定資産税の減額	継続	
	補助金	東京都既存住宅省エネ診断・設計等支援事業	継続	住宅政策本部
	アドバイザー	戸建住宅省エネ等リフォームアドバイザー派遣事業	継続	
	アドバイザー	マンション省エネ・再エネアドバイザー事業	拡充	
	アドバイザー	太陽光発電等導入フィージビリティ検討支援	新規	都市整備局
	補助金	【参考】東京都既存非住宅省エネ改修促進事業	継続	
	補助金	東京都戸建住宅等耐震化促進事業	拡充	
アドバイザー	東京都戸建住宅等耐震化促進事業	継続		
設備関連	ポイント	木材利用ポイント事業（多摩産材等活用）【再掲】	拡充	産業労働局
	補助金	太陽光パネルの高度循環利用の推進	継続	環境局
	補助金	住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業	拡充	
	共同購入	太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業	継続	
	補助金	集合住宅における再エネ電気導入促進事業	継続	
	補助金	充電設備普及促進事業	拡充	
	補助金	マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営	継続	
	補助金	災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【再掲】	拡充	
補助金	東京とどまるマンション	拡充	住宅政策本部	
住宅市街地	補助金	宅地開発無電柱化推進事業	拡充	都市整備局
	アドバイザー	無電柱化無料相談窓口の設置	継続	
	認定	宅地開発無電柱化認定制度	継続	
家電の買い替え等	ポイント	家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）	継続	環境局
プラットフォーム	補助金	東京都省エネ・再エネ普及促進事業補助金	継続	住宅政策本部

**凡例**

- 新規** 令和8年度に新たに開始する事業
- 拡充** 令和8年度に拡充する事業
- 継続** 令和7年度から継続する事業

## 2 補助金等の紹介



### (1) 新築住宅

# 拡充 東京ゼロエミ住宅普及促進事業

- 東京の地域特性を踏まえた省エネ性能の高い住宅の普及促進のため、「東京ゼロエミ住宅」を新築する建築主への補助を実施
- 令和8年度予算額：462億円
- 受付期間：令和8年4月1日(水)  
～令和9年3月31日(水)

## 【助成金額】

※太字下線部が令和7年度からの変更点

対象	補助額 (／戸)			
	区分	水準C	水準B	水準A
住宅	戸建住宅	40万円	160万円	240万円
	集合住宅等	30万円	130万円	200万円

※集合住宅等については、全戸が水準C以上であることが条件。  
また、各戸の水準を認証し、それぞれに応じた助成額を適用

対象	補助率・額
太陽光発電設備	3.6kW以下の場合 …12万円/kW (上限：36万円)
	3.6kW超50kW未満の場合 …10万円/kW
	<b>拡充</b> 機能性PV上乘せ … <b>10万円</b> 、8万円、5万円、2万円又は1万円/kW 陸屋根集合住宅への架台設置上乘せ …20万円/kW
蓄電池	<b>変更</b> <b>10万円/kWh (上限：120万円/戸)</b>
V2H	1 / 2 (上限：50万円)
	太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合 10/10 (上限：100万円)

## 【東京ゼロエミ住宅に求められる環境性能】

分類	水準C	水準B	水準A	
外皮平均熱貫流率 (単位：W/m <sup>2</sup> K)	0.60以下	0.46以下	0.35以下	
国の省エネ基準からの削減率 (再エネ除く)	戸建住宅	30%以上	40%以上	45%以上
	集合住宅等	30%以上	35%以上	40%以上

+ 再エネ利用設備 (太陽光発電設備等) を原則設置

実物件の測定データから、東京ゼロエミ住宅のメリットを検証した「**実測事例集**」や、建築の「**事例集**」をHPで公開しています。ぜひご覧ください。



東京ゼロエミ住宅



## 環境性能向上支援事業

- 「建築物環境報告書制度」を推進するため、本制度に対応するための取組を行う事業者に対し、環境性能の高い住宅モデルの開発・改良に関する取組を支援
- 助成対象者に**特定供給事業者**を追加
- 予算規模：12億円 ● 受付期間：**令和8年4月1日（水曜日）から12月28日（月曜日）まで**

## 【助成内容・交付金額等】

	特定供給事業者	任意参加予定者
助成対象者	① 特定供給事業者*1 ② ①に定める事業者の関係会社のうち、本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発等を主に業とする者（①に定める事業者と共同で申請する者に限る。）	① 本助成金の交付申請年度の翌年度に、建築物環境報告書制度に任意で参加する者のうち、本助成金の交付申請年度に特定供給事業者とならない見込みである中小企業者 ② ①に定める事業者の関係会社のうち、本制度に対応した環境性能の高い住宅モデルの開発等を主に業とする者（①に定める事業者と共同で申請する者に限る。）
助成率（助成上限額）	2分の1（3,000万円）	3分の2（3,000万円）
助成対象	・本制度の義務基準・誘導基準を満たす住宅等の商品ラインナップを新規に開発・改良し、並びに都民に供給（市場投入）し、及び性能の説明を行う体制を整える取組 ※特定供給事業者については、誘導基準を満たす商品ラインナップの開発等を行う場合に限る。	

\*1 年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等の事業者又は申請を行い知事から承認を受けた事業者

## 【主な変更点】

- ・令和8年度に取組を開始し、令和9年度に完了するものについても助成対象とする。

## 設計・施工技術向上支援事業

- 環境性能の高い住宅及び太陽光発電システムの施工の担い手を拡大するため、
  - ・ 地域工務店に対し、①環境性能の高い住宅に関する設計・施工技術の向上に資する取組及び②東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たっての設計・施工技術の向上に資する取組を支援
  - ・ 太陽光発電システム施工事業者に対し、③新築住宅への太陽光発電システムの施工等に関する技術向上を支援
- 予算規模：2.8億円 ● 受付期間：令和8年4月1日（水曜日）から令和8年12月28日（月曜日）まで

## 【助成内容・交付金額等】

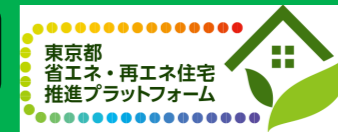
	①	②	③
助成対象者	【地域工務店】 都内に本店、支店又は営業所を有し、都内に中小規模特定建築物等を供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者に該当する者	【地域工務店】 同左	【太陽光発電システム施工事業者】 都内に本店、支店又は営業所を有し、中小規模特定建築物に太陽光発電システムの設置工事等を行う事業者のうち、中小企業者に該当する者
助成率（助成上限額）	3分の2（上限100万円）	3分の2（上限200万円）	3分の2（上限100万円）
助成対象	自社又は提携他社と連携した取組による建築物環境報告書制度の義務基準又は誘導基準等を満たす中小規模特定建築物の設計及び施工並びに中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組	自社又は提携他社と連携した取組による東京ゼロエミ住宅を新たに建設するに当たって行われる設計及び施工に係る技術向上に資する取組	自社又は提携他社と連携した取組による中小規模特定建築物への太陽光発電システムの施工に係る技術向上に資する取組

## 【主な変更点】

- ・ 令和8年度に取組を開始し、令和9年度に完了するものについても助成対象とする。
- ・ 令和8年度は、同じ取組であっても、複数回、交付申請を行うことができる。

## 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業

環境局



- 「建築物環境報告書制度」を推進するため、本制度に参加する予定の事業者による**太陽光発電システム、蓄電池システム、V2H及びエコキュート等の設置に対して、その経費の一部を一括で助成**
- 助成対象者：特定供給事業者\*1として令和8年度に本制度に参加する予定のハウスメーカー・ビルダー等
- 予算規模：約**5.3億円**
- 受付期間：**令和8年4月1日（水曜日）から同年12月28日（月曜日）まで**

補助内容	補助率・額
太陽光発電設備	【3.6kW以下の場合】12万円/kW(上限36万円)
	【3.6kW超50kW未満の場合】10万円/kW
機能性PV上乗せ*2 <b>拡充</b>	機能性の区分に応じて、 <b>10万円/kW</b> 、8万円/kW、5万円/kW、2万円/kW又は1万円/kW（50kW未満）
陸屋根のマンション等への架台設置上乗せ	20万円/kW
蓄電池 <b>変更</b>	<b>10万円/kWh（上限120万円/戸）</b>

補助内容	補助率・額
V2H	1/2（上限50万円）
太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合	10/10（上限100万円）
エコキュート・ハイブリッド給湯器（太陽光パネル連携）	14万円/台
（再エネ電力契約）	5万円/台

※太字下線部が令和7年度からの変更点

\*1 年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等の事業者又は申請を行い知事から承認を受けた事業者

\*2 小型PV・建材一体型・軽量型・防げん型など、東京の地域特性に対応した機能を有する製品の設置を支援

- 都市特有の諸課題の解決に資する機能性を有する住宅用太陽光発電設備の製品を認定（R7認定：30社・367件）
  - ※機能性P Vの認知が高まり、認定製品メーカーと認定件数が増加（前年度+3社、+172件）
  - ※R7認定において、複合型の区分新設により、防げん機能と他の機能を併せ持つ製品を新たに認定
- 令和5年度以降、各補助事業において当該認定製品（機能性P V）への上乗せ補助を実施し、普及を後押し
  - ※上乗せ補助額：機能性の区分に応じて、R7「最大8万円/kW」からR8「最大10万円/kW」に増額

東京が有する強みである屋根のポテンシャルを最大限引き出すことで、新制度の円滑な施行に向けた機運の醸成を図りながら、再エネ導入拡大を加速

機能性P Vの認定イメージ

都市特有の諸課題	狭小の屋根が多い/建物密集地域が多い		令和8年度の上乗せ補助実施事業
機能性の区分	小型(多角形・建材形、方形)	小型パネルの製品例 屋根イメージ(例) → 屋根を無駄なく活用	東京ゼロエミ住宅普及促進事業
	建材一体型(屋根、屋根以外)		特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業
	軽量型(ガラス、ガラスレス)		災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
	防眩型(ガラス、ガラスレス)		住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
	【新】防眩型(ガラス)かつ小型		賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業
	【新】防眩型(ガラス)かつ建材一体型(屋根)		
P V出力最適化			

※ 詳細は、クール・ネット東京の事業HP (<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/kinousei-pv>) をご覧ください。

## 事業概要

- 2030年カーボンハーフの実現に向け、断熱・省エネ性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援
- 一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅（助成対象のもの）について、**不動産取得税を最大で全額減免**

## 事業内容

減免対象	<b>令和6年10月1日から令和11年3月31日まで</b> の間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた東京ゼロエミ住宅									
減免要件 減免割合	<p>(1) 住宅に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること</li> </ul> <p>(2) 取得者に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること</li> </ul>	<p>* 減免割合 *</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水準</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水準 A</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>水準 B</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>水準 C</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table>	水準	減免割合	水準 A	10割	水準 B	8割	水準 C	5割
水準	減免割合									
水準 A	10割									
水準 B	8割									
水準 C	5割									
備考	令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に設計確認申請が行われた東京ゼロエミ住宅についても、一定の要件を満たす場合、最大で全額減免									

## 事業概要

多摩産材及び国産木材を利用し、住宅の新築またはリフォームをした者に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。

## 事業内容

## ○新築戸建て住宅へのポイント交付（令和8年度 拡充）

- 【要件】・多摩産材を4立法m以上使用していること  
・対象に**店舗兼住宅**（※住宅部分のみ）を追加

【交付ポイント数（1立法m当たり）】

		多摩産材	国産木材	交付上限
東京ゼロエミ住宅認証	有	12万	1万5千	90万
	無	8万	1万	60万

## ○リフォームへのポイント交付（令和8年度 拡充）

- 【要件】・多摩産材を9平方m以上使用していること 等  
・対象に**店舗兼住宅**（※住宅部分のみ）／**再販物件**を追加

【交付ポイント数（1平方m当たり）】

		多摩産材	国産木材	交付上限
CO <sub>2</sub> 排出量削減を目的とする 補助金の利用	有	4千5百	3千	45万
	無	3千	2千	30万

## ○ポイントと交換可能な商品（令和8年度 拡充）

- ・東京の農畜産物・水産物・伝統工芸品
- ・国産木材製品
- ・東京の森林整備や林業振興に資するサービス等
- ・商品券等（交付ポイントの5割まで）  
※ただし、①または②を満たす場合に限る

- ①特定工事※の実施
- ②多摩産材使用量のみでポイント交付上限に到達

特定工事を未実施  
の場合でも！

※特定工事：都内に事業所を有する**技能士**（左官、畳製作、  
建具製作）が製作した**漆喰等、畳、木製建具**のいずれか

### 構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金

#### 事業概要

- ・ 構造木質化のため、国産木材を使用する防耐火構造の**大臣認定取得費用負担者**に対し、認定取得費用の一部を補助
- ・ 認定書が交付された認定に対し、認定取得費用（建築基準法に定める手数料）の2分の1補助

#### 事業内容

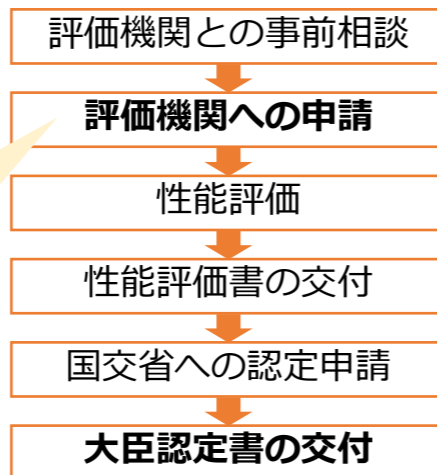
延べ面積**500㎡**以上の建築物に導入する認定が対象

##### ● 申請手数料の例

柱(3時間耐火)	…310万円
梁(3時間耐火)	…290万円
耐力壁(2時間耐火)	…224万円

※試験体の作成費用は対象外

#### 大臣認定取得の流れ



### 構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

#### 事業概要

- ・ 構造木質化のため、スプリンクラー設備等を設置し内装制限の規定を適用しない建築計画を行う建築主に対し、スプリンクラー設備等設置費の一部を補助
- ・ スプリンクラー設備等の設置にかかる費用の2分の1補助（上限2625万円）

#### 事業内容

スプリンクラー設備等を設置することにより、国産木材による構造木質化等が可能となる床面積が合計**500㎡**以上の建築物が対象（設置義務建築物も対象）



CLT合成床 施工時写真

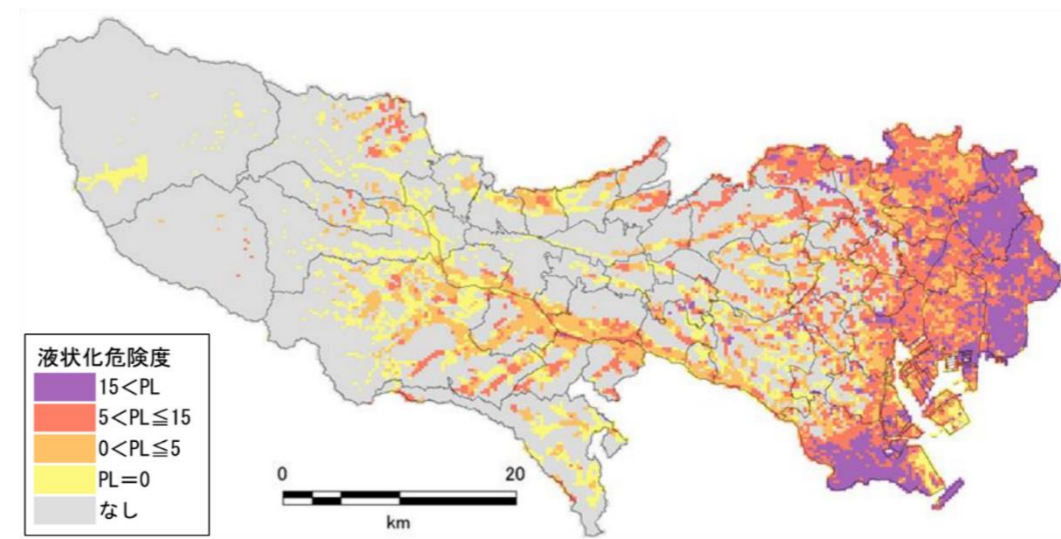


◀ スプリンクラー＋機械排煙で内装制限の規定を適用しない計画事例

（画像引用） 令和元年度 木造建築技術等先導事業報告書（事例集）  
令和3年度 中大規模木造普及シンポジウム 事例報告会

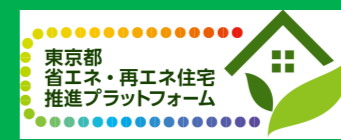
継続 東京都戸建住宅等液状化対策促進事業等

種別	区市町村を通じた間接補助（令和6年度～）	都の直接補助（令和7年度～）																								
助成対象住宅	区市町村の要綱による（戸建住宅等の新築・建替え）	地階を除く階数が3以下の戸建住宅等※の新築・建替え（※耐火・準耐火で、1,000㎡未満の戸建・長屋・共同住宅）																								
助成金額	<p>●液状化判定調査費（地盤調査等）</p> <p>都と区市町村で助成率 2 / 3 かつ 上限26.6万円</p> <table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区市町村</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> <td>1 / 3</td> </tr> <tr> <td>13.3万円</td> <td>13.3万円</td> <td>13.3万円</td> </tr> </table> <p>●液状化対策工事費</p> <p>都と区市町村で助成率 1 / 2 かつ 上限80万円</p> <table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区市町村</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>1 / 4</td> <td>1 / 4</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>40万円</td> <td>40万円</td> <td>80万円</td> </tr> </table> <p>※助成率等は都における標準的な場合の例示であり、区市町村によって助成制度は異なる。</p> <p>※葛飾区では上記より充実した助成制度を実施</p>	都	区市町村	所有者	1 / 3	1 / 3	1 / 3	13.3万円	13.3万円	13.3万円	都	区市町村	所有者	1 / 4	1 / 4	1 / 2	40万円	40万円	80万円	<p>●液状化判定調査費（地盤調査等）</p> <p>助成率 1 / 2 かつ 上限10万円</p> <table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>所有者</td> </tr> <tr> <td>1 / 2</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	都	所有者	1 / 2	1 / 2	10万円	10万円
都	区市町村	所有者																								
1 / 3	1 / 3	1 / 3																								
13.3万円	13.3万円	13.3万円																								
都	区市町村	所有者																								
1 / 4	1 / 4	1 / 2																								
40万円	40万円	80万円																								
都	所有者																									
1 / 2	1 / 2																									
10万円	10万円																									



都心南部直下地震（M7.3）の液状化危険度分布

## 2 補助金等の紹介



### (2) 既存住宅改修等

拡充 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

令和8年度予算1,012億円

1 事業概要

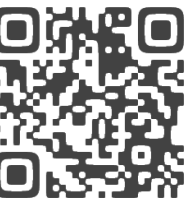
省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、**高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、太陽光発電設備、高効率給湯器等の設置**に対して補助

2 フロー

契約締結**前**の  
事前申込が  
必要



事業の  
HPは  
こちら



3 補助申請受付開始スケジュール（予定）

- (1) 実施要綱の公開：令和8年4月中旬頃
- (2) 交付要綱の公開：令和8年5月中旬頃
- (3) 事前申込受付開始：令和8年5月末頃
- (4) 事業及び申請方法説明会：令和8年6月中旬頃[HP掲載]
- (5) 交付申請兼実績報告 受付開始：令和8年6月末頃

4 その他

- ・本助成金以外に都・クール・ネット東京が実施する他の同種の助成金に交付を重複して受給できません。
- ・国の「[住宅省エネ2026キャンペーン](#)」「[既存住宅における断熱リフォーム支援事業](#)」と併給が原則可能です。

**拡充** 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

① 既存住宅における省エネ改修促進事業

令和8年度の主な変更点 ○高断熱窓・ドアの助成単価拡充（1/2相当額）

助成対象	助成率・額	主な要件																																																		
高断熱窓 高断熱ドア	<p><b>拡充</b> サイズ・性能に応じて定める単価（1/2相当額）</p> <p>・内窓設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ グレード (Uw値)</th> <th>特大 (4.0㎡以上)</th> <th>大 (2.8㎡以上 4.0㎡未満)</th> <th>中 (1.6㎡以上 2.8㎡未満)</th> <th>小 (0.2㎡以上 1.6㎡未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P (1.1以下)</td> <td>133,000</td> <td>106,000</td> <td>72,000</td> <td>46,000</td> </tr> <tr> <td>S (1.5以下)</td> <td>82,000</td> <td>65,000</td> <td>44,000</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>A (1.9以下)</td> <td>32,000</td> <td>26,000</td> <td>18,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>B (2.3以下)</td> <td>20,000</td> <td>16,000</td> <td>13,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	サイズ グレード (Uw値)	特大 (4.0㎡以上)	大 (2.8㎡以上 4.0㎡未満)	中 (1.6㎡以上 2.8㎡未満)	小 (0.2㎡以上 1.6㎡未満)	P (1.1以下)	133,000	106,000	72,000	46,000	S (1.5以下)	82,000	65,000	44,000	28,000	A (1.9以下)	32,000	26,000	18,000	12,000	B (2.3以下)	20,000	16,000	13,000	10,000	<p>・国補助の登録製品であること</p> <p>・ガラス交換</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ グレード (※)</th> <th>特大 (2.0㎡以上)</th> <th>大 (1.4㎡以上 2.0㎡未満)</th> <th>中 (0.8㎡以上 1.4㎡未満)</th> <th>小 (0.1㎡以上 0.8㎡未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>69,000</td> <td>55,000</td> <td>34,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>45,000</td> <td>36,000</td> <td>24,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>37,000</td> <td>30,000</td> <td>19,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>23,000</td> <td>19,000</td> <td>12,000</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※サッシ素材と合わせた性能</p>	サイズ グレード (※)	特大 (2.0㎡以上)	大 (1.4㎡以上 2.0㎡未満)	中 (0.8㎡以上 1.4㎡未満)	小 (0.1㎡以上 0.8㎡未満)	P	69,000	55,000	34,000	11,000	S	45,000	36,000	24,000	7,000	A	37,000	30,000	19,000	5,000	B	23,000	19,000	12,000	3,000
	サイズ グレード (Uw値)	特大 (4.0㎡以上)	大 (2.8㎡以上 4.0㎡未満)	中 (1.6㎡以上 2.8㎡未満)	小 (0.2㎡以上 1.6㎡未満)																																															
	P (1.1以下)	133,000	106,000	72,000	46,000																																															
	S (1.5以下)	82,000	65,000	44,000	28,000																																															
A (1.9以下)	32,000	26,000	18,000	12,000																																																
B (2.3以下)	20,000	16,000	13,000	10,000																																																
サイズ グレード (※)	特大 (2.0㎡以上)	大 (1.4㎡以上 2.0㎡未満)	中 (0.8㎡以上 1.4㎡未満)	小 (0.1㎡以上 0.8㎡未満)																																																
P	69,000	55,000	34,000	11,000																																																
S	45,000	36,000	24,000	7,000																																																
A	37,000	30,000	19,000	5,000																																																
B	23,000	19,000	12,000	3,000																																																
<p>・外窓交換 (はつり工法、 カバー工法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ グレード</th> <th>特大</th> <th>大</th> <th>中</th> <th>小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>277,000</td> <td>220,000</td> <td>163,000</td> <td>109,000</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>187,000</td> <td>149,000</td> <td>110,000</td> <td>74,000</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>147,000</td> <td>117,000</td> <td>87,000</td> <td>58,000</td> </tr> <tr> <td>B (※)</td> <td>98,000</td> <td>78,000</td> <td>57,000</td> <td>37,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※防火仕様の場合は2.9W/m<sup>2</sup>・K以下</p>	サイズ グレード	特大	大	中	小	P	277,000	220,000	163,000	109,000	S	187,000	149,000	110,000	74,000	A	147,000	117,000	87,000	58,000	B (※)	98,000	78,000	57,000	37,000	<p>・ドア交換</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>助成単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>220,000</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>149,000</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>117,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>78,000</td> </tr> </tbody> </table>	グレード	助成単価	P	220,000	S	149,000	A	117,000	B	78,000																
サイズ グレード	特大	大	中	小																																																
P	277,000	220,000	163,000	109,000																																																
S	187,000	149,000	110,000	74,000																																																
A	147,000	117,000	87,000	58,000																																																
B (※)	98,000	78,000	57,000	37,000																																																
グレード	助成単価																																																			
P	220,000																																																			
S	149,000																																																			
A	117,000																																																			
B	78,000																																																			
<p>・断熱防犯窓</p> <p>※外窓交換の単価の約1.5倍</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サイズ グレード</th> <th>特大</th> <th>大</th> <th>中</th> <th>小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>399,000</td> <td>317,000</td> <td>235,000</td> <td>157,000</td> </tr> <tr> <td>S</td> <td>269,000</td> <td>215,000</td> <td>158,000</td> <td>107,000</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>212,000</td> <td>168,000</td> <td>125,000</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>141,000</td> <td>112,000</td> <td>82,000</td> <td>53,000</td> </tr> </tbody> </table>	サイズ グレード	特大	大	中	小	P	399,000	317,000	235,000	157,000	S	269,000	215,000	158,000	107,000	A	212,000	168,000	125,000	84,000	B	141,000	112,000	82,000	53,000																											
サイズ グレード	特大	大	中	小																																																
P	399,000	317,000	235,000	157,000																																																
S	269,000	215,000	158,000	107,000																																																
A	212,000	168,000	125,000	84,000																																																
B	141,000	112,000	82,000	53,000																																																

上限額については  
次スライド参照

・管理組合による50戸以上の窓ドア全体改修の場合、助成額を割増（1.2倍）

**拡充** 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

① 既存住宅における省エネ改修促進事業

令和8年度の主な変更点 ○高断熱窓・ドアの上限額について見直し ○壁/床等断熱の要件緩和 ○高断熱浴槽を単価制へ

助成対象	助成率・額	主な要件
高断熱窓 高断熱ドア	【上限額について】 1申請の合計助成額が、以下の表のとおり、申請属性によりそれぞれ定める額を超えない範囲で支援します。	
	【R7からの変更点】 ・助成単価1/3→1/2相当に拡充に伴う上限額増 ・集合住宅（全体改修）について、各戸で上限額を規定→申請全体の上限額に変更	
	申請属性	改修窓種別
		通常断熱窓
		断熱防犯窓
	戸建住宅	200万円/戸
	集合住宅（戸別改修）	300万円/戸
	集合住宅（全体改修）	窓・ドアの改修戸数
	49戸以下	200万円/戸×改修戸数
	50戸以上	240万円/戸×改修戸数
壁/床等断熱	1/3（上限100万円/戸）	<ul style="list-style-type: none"> <li>国補助の登録製品であること</li> <li>1つ以上の居室において全ての外皮部分に断熱材を設置し、部位ごとの基準を満たす改修であること。<b>又は改修後、断熱性能等級5以上であること。</b></li> </ul>
高断熱浴槽	<b>見直し</b> 9.5万円/戸	・JIS A5532:2011に適合した高断熱浴槽を設置すること

②家庭における蓄電池導入促進事業

令和8年度の主な変更点 ○助成単価を見直し、上限額の設定 ○DR実証参加促進のため支援を拡充

助成対象		助成率・額	主な要件
蓄電池システム	新設 <span style="color:red">見直し</span>	<b>10万円/kWh</b> (DR実証参加しない場合、 <b>上限120万円/戸</b> )	・太陽光パネルが設置済/同時設置（太陽光パネルがない場合は、再エネ電力メニューに契約すること）
	既存蓄電池の蓄電ユニット増設 <span style="color:red">見直し</span>	<b>6万円/kWh</b> (DR実証参加しない場合、 <b>上限72万円/戸</b> )	・太陽光パネル設置済であること
DR実証参加上乗せ		+10万円/件	・蓄電池システム新設/ユニット増設時にDR実証参加すること
IoT機器 <span style="color:red">見直し</span>		<b>5万円/台</b>	・蓄電池新設/増設時にDR実証参加に伴うIoT機器設置が対象

③戸建住宅におけるV2H普及促進事業

助成対象	助成率	主な要件
V2H	1/2（上限50万円）	
	10/10（上限100万円）	太陽光発電設備、EV/PHV、V2Hが揃う場合

拡充 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

④熱と電気の有効利用促進事業

令和8年度の主な変更点 ○DR実証参加促進のため支援を拡充

助成対象	助成率・額	主な要件	
太陽熱利用システム	1/2 (上限55万円/戸)	・自然循環型 (太陽熱温水器) を除く	
地中熱利用システム	3/5 (上限180万円/台)	・クローズドループ型であること ・暖房時エネルギー消費効率 (定格COP 値) が3.7以上であること	
エコキュート・ ハイブリッド給湯器	①(太陽光パネル連携) 14万円/台	・太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること	以下の性能を満たすこと ・エコキュート： トップランナー制度2025年度目標値 ・ハイブリッド給湯器： 日本ガス石油機器工業会の規格 (JGKAS A705) で、年間給湯効率が108%以上
	②(再エネ電力契約) 5万円/台	・再エネ電力メニューに契約すること	
	<b>拡充</b> ③(DR実証参加) 8万円/台	・エコキュート等新設時にDR実証の参加すること	
<b>DR実証参加上乗せ</b>	①又は② + 8万円/台	・エコキュート等新設時にデマンドレスポンス実証参加すること (①又は②の場合のみ)	
<b>IoT機器</b>	<b>拡充</b> 5万円/台	・エコキュート等新設時にDR実証参加に伴うIoT機器設置が対象	

・太陽光・地中熱利用システムの機器更新に対する支援

助成対象	助成率・額	主な要件
太陽熱利用システム 補助熱源機	1/2 (上限10万円/台)	・太陽熱利用システムを既に設置している住宅
地中熱利用システム ヒートポンプエアコン	1/2 (上限27.5万円/台)	・地中熱利用システムを既に設置している住宅



**拡充** 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

⑤家庭における太陽光発電導入促進事業

令和8年度の主な変更点 ○機能性PVの区分拡充

助成対象	種別	助成額
太陽光発電設備	新築住宅	[ 3.6kW以下] 12万円/kW (上限36万円)      3.6kW超] 10万円/kW (50kW未満)
	既存住宅	[ 3.75kW以下] 15万円/kW (上限45万円)      3.75kW超] 12万円/kW (50kW未満)
陸屋根の住宅への上乗せ	防水工事	(既存集合住宅及び既存戸建住宅) 18万円/kW
	架台設置	(集合住宅) 20万円/kW      (既存戸建住宅) 10万円/kW
機能性PVへの上乗せ	<b>拡充</b>	機能性の区分に応じて <b>10万円</b> 、8万円、5万円、2万円又は1万円/kW

・ 既設の太陽光発電のパワーコンディショナの更新に対する支援

助成対象	助成率・額
パワーコンディショナ更新	1/2 (上限10万円/台)

**拡充** 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

①～⑤共通の助成メニュー

助成対象機器の設置工事の際、リフォーム瑕疵保険に加入に対する支援を実施します。

助成対象	助成額	主な要件
助成対象設備の設置工事に伴い、 リフォーム瑕疵保険への加入	7,000円/契約	実施する工事について、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険・大規模修繕工事瑕疵保険へ加入すること

⑥分譲マンション省エネ型給湯機器導入促進事業

令和8年度の主な変更点 ○戸別申請を対象化 ○従来型給湯器からの交換を要件化 ○ドレン排水処理工事に対する上乘せを実施


助成対象	助成率・額	主な要件
分譲マンションにおける エコジョーズ・エコフィールへの交換 <b>見直し</b>	(追い焚き機能あり) 7万円/台 (追い焚き機能なし) 5万円/台	・国の賃貸集合住宅給湯省エネ事業2026に登録されている製品であること ・ <b>従来型給湯器からの交換</b> (既存の従来型給湯器の写真の提出が必須)
再エネ電力に契約した場合上乘せ	+3万円/台	・再エネ電力メニューに契約すること
ドレン排水ガイド設置工事 <b>拡充</b>	+3万円/台	<b>ドレン排水ガイドを敷設する工事を実施した場合上乘せ</b>
浴室へのドレン水排水工事 <b>拡充</b>	+3万円/台	<b>三方弁工事又は三本管 (二重管含む) 工事を実施した場合上乘せ</b>

## 【重要】

## 令和8年度事業より金融機関発行の証明書等の提出が必須となります

— 不正防止のための提出書類見直しのお知らせ —

不正防止対策の一環として、令和8年度に事前申込を受け付けた申請から実績報告提出時に「**金融機関発行の証明書等**」の提出を必須といたします。「**現金の受け渡し**」による取引は、**助成の対象外となります**ので、ご注意ください。

認められる金融機関発行の証明書等の例	対象外となる支払方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ローン契約明細書（支払計画明細など）</li> <li>• ATM口座振込明細</li> <li>• ATM現金振込明細（送金明細）</li> <li>• 金融機関窓口での振込明細</li> <li>• ネットバンキングの振込履歴画面の印刷・スクリーンショット</li> <li>• クレジットカードの利用明細</li> <li>• 電子マネー・デビットカード等の支払明細</li> </ul>	<div style="text-align: center;">  <p>• <b>現金の受け渡し</b></p> </div>

(公財) 東京都環境公社が実施する各種助成金は、**都民・事業者の税金を財源**として実施しており、その適正な執行が強く求められています。

助成金の申請や受給において、虚偽の申告、書類の改ざん、関係者間の取引の偽装など、**虚偽や不正、違法な行為があった場合には、助成金の受給の時期を問わず、厳正に対処**いたしますので、このような行為は絶対に行わないでください。また、申請にあつては、**助成金の各要綱や法令の規定を遵守**してください。

#### ■ 同一設備に対する都の他の助成金の併給禁止

エコキュート等・エコジョーズについて、本事業とゼロエミポイントとの併給はできません。当該設備の購入時ご注意ください。

#### ■ 申請時の誓約事項

機器設置に際し、**各種ガイドラインを準拠**、及び、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」で定める**日常生活の騒音・振動の基準の遵守**を、**本事業申請時の誓約事項**としています。

【ガイドライン】	エコキュート等	家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック（一般社団法人 日本冷凍空調工業会） <a href="https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html">https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html</a>
	太陽光発電設備	太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省） <a href="https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf">https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf</a>
【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】	環境確保条例では、日常生活等における騒音・振動の大きさの基準値を定めています。 <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/index.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/index.html</a>	

# 拡充 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

## 省エネ点検・改修キャンペーン

都内の住宅を対象に、**アドバイザーを無料で派遣**し、省エネ等に係る有益な情報提供を行い、改修の後押しをします。

事業	対象住宅	支援内容	制度全般に関する問い合わせ
省エネ点検アドバイザー	集合住宅 (区分所有者)	専門知識を有したアドバイザーが現地に訪問し、お住まいの「窓」「ドア」「給湯器」の省エネ性能を点検し、省エネ改修のメリットや助成金情報などを提供します。	環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課 断熱改修支援担当 電話 03-5388-3533
戸建住宅省エネ等 リフォームアドバイザー	(耐震性のある) 戸建住宅等	建築士の資格を有するアドバイザーが現地に訪問し、建物の状況を確認した上で、省エネ化・再エネ化を検討するに当たって必要となる情報（改修の手法、各種補助制度等）を提供します。	住宅政策本部 民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当 電話 03-5320-5459
耐震化アドバイザー	(耐震性のない) 戸建住宅等  ※昭和56年5月以前に着工したものに限り、 ただし、昭和56年6月から平成12年5月までに着工した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅については対象。	建築士・弁護士・税理士・ファイナンシャルプランナーなどの専門家を無料派遣します。耐震改修に合わせた省エネ・バリアフリー等のリフォームにおける助成制度等情報を提供します。	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 耐震化推進担当 電話 03-5388-3362
マンション向け省エネ・ 再エネアドバイザー	集合住宅 (管理組合等)	建築及び電気のアドバイザー2名が現地に訪問し、ヒアリングや現地調査を行うとともに、省エネ化・再エネ化の実施に向けた提案書を作成します。	住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 居住性能向上支援担当 電話 03-5320-5008

・詳細は右QRコードページに掲載予定

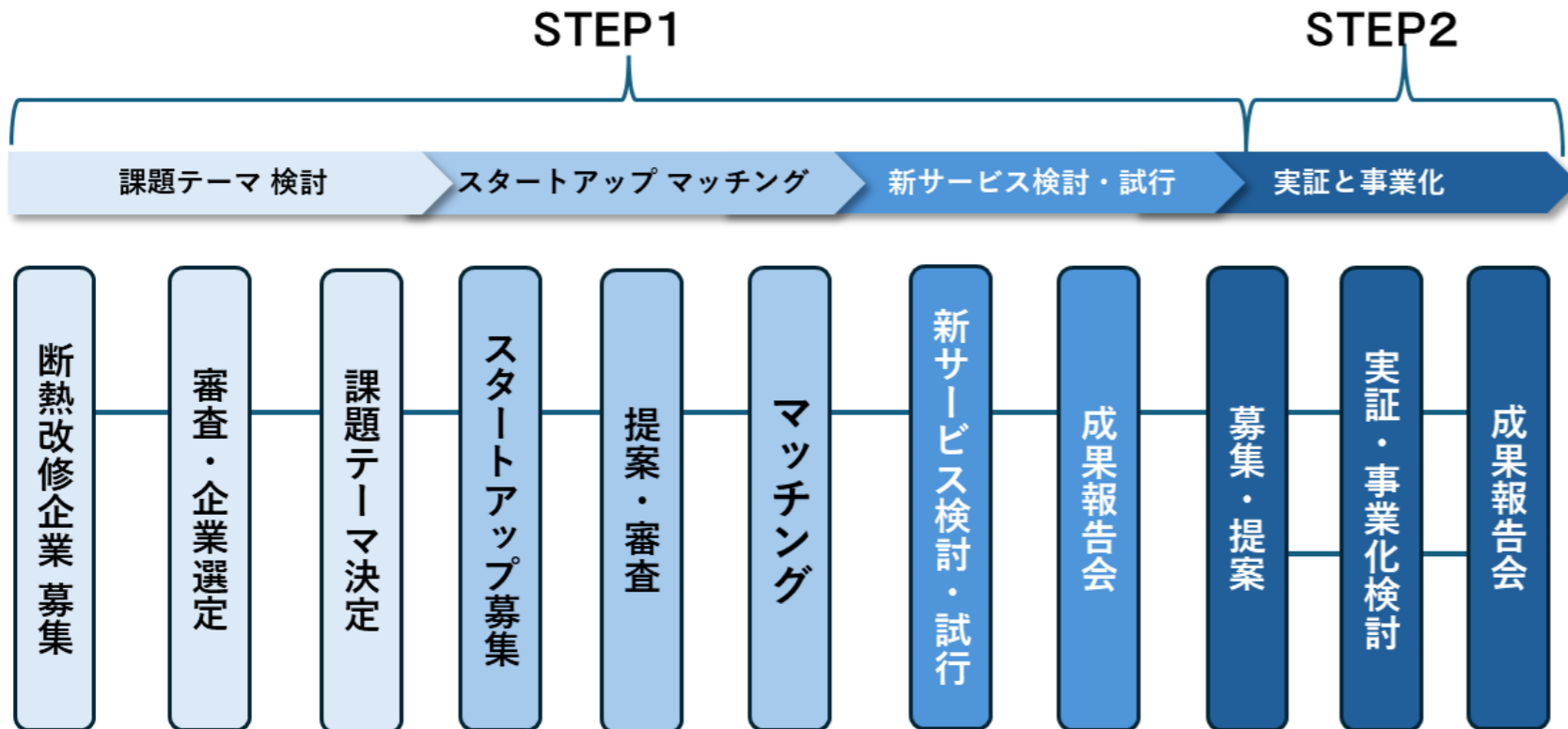


拡充 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

断熱改修の新サービス創出に向けたアクセラレータープログラム（スタートアップ事業）

住宅の断熱改修を進めるための新しいサービスの創出に向け、アクセラレーターが中心となり、スタートアップの技術等を活用しながら、企業等との連携による断熱窓の改修に関する新サービスを検討し、試行・実証する事業です。

助成対象	助成額	主な要件
STEP 1 断熱改修の新サービスの組成・試行	実費の10/10、上限500万円 3件程度を公募・選定予定	リフォーム事業者等と連携して、断熱改修の新サービスを組成・試行を行おうとするスタートアップ
STEP 2 断熱改修の新サービスの実証・事業化	実費の10/10、上限1,000万円 6件程度を公募・選定予定	すでにリフォーム事業者等と連携し、断熱改修の新サービスの組成・試行を終えたスタートアップのうち、引き続き、同事業者等との連携において、同サービスの実証・事業化を行おうとするスタートアップ



創出をめざす新サービス

- 断熱効果の認知不足、改修費用、業者選びの難しさなど **消費者側の課題**に資する新サービス
- 人手不足、専門知識不足など断熱窓の改修の担い手である **工務店等の課題**を解決する新サービス



・詳細は右QRコードページに掲載予定

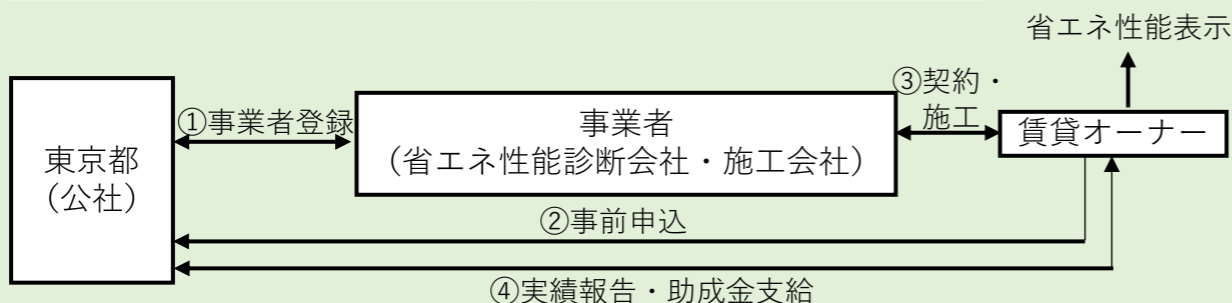
1 事業概要

○賃貸住宅における省エネ化を促進するため、賃貸オーナー等に対して、省エネ性能の診断・表示、断熱改修等に係る費用を助成するとともに、太陽光発電設備と併せた低圧一括受電導入に係る費用を助成し、再エネ導入を促進

2 事業内容

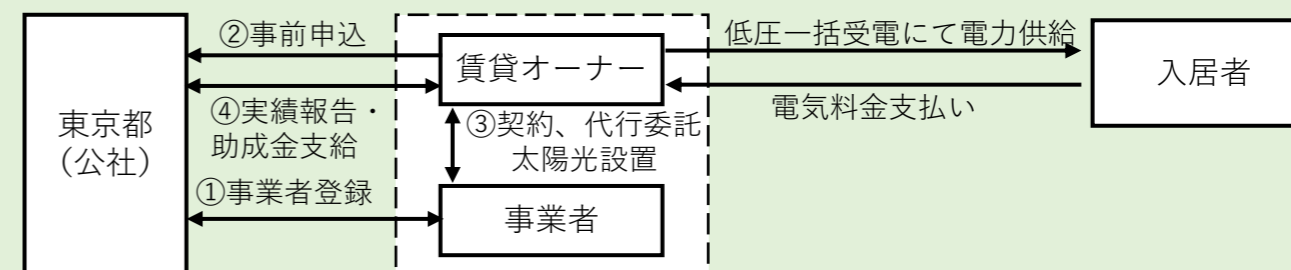
<省エネ改修>（上表：助成金額・要件 下図：スキーム図）

補助内容	補助率・額
高断熱窓	2/3(上限30万円/戸)
高断熱ドア	2/3(上限27万円/戸)
壁・床等への断熱材改修	2/3(上限60万円/戸)
省エネ診断用現況図面作成	10/10(上限10万円/戸)
省エネ性能の診断・表示	10/10(上限120万円/棟)



<再エネ導入>（上表：助成金額・要件 下図：スキーム図）

補助内容	補助率・額
太陽光発電設備	新築 【3.6kW以下の場合】 18万円/kW(上限54万円/棟) 【3.6kW超50kW未満の場合】 15万円/kW
	既築 【3.75kW以下の場合】 30万円/kW(上限90万円/棟) 【3.75kW超50kW未満の場合】 24万円/kW
機能性PV上乘せ	機能性の区分に応じ最大10万円/kW
架台設置上乘せ	20万円/kW（陸屋根のマンション等への設置）
防水工事上乘せ	18万円/kW（陸屋根の既存マンション等への設置）
低圧電力一括受電付帯設備	電力量計：7万円/戸、データ収集装置：10万円/棟
蓄電池	10万円/kWh(上限180万円/棟)



○事業者登録期間 令和8年5月末から令和9年2月末まで（予定）

○助成金事前申込期間 令和8年5月末から令和9年3月末まで（予定）

○事業者登録・助成金申請窓口 公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）  
（参考）令和7年度ホームページ：[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chintai\\_dannetsu/](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chintai_dannetsu/)

### 拡充 賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業（コンシェルジュ事業）

#### 1 事業概要

○省エネ性能診断や断熱改修等の技術的知見や物件情報等を有する「コンシェルジュ」が、省エネ性能診断の方法・結果の説明、各種補助制度の紹介、申請支援等を行いつつ、省エネ性能診断前から断熱改修まで伴走支援

#### 2 事業内容

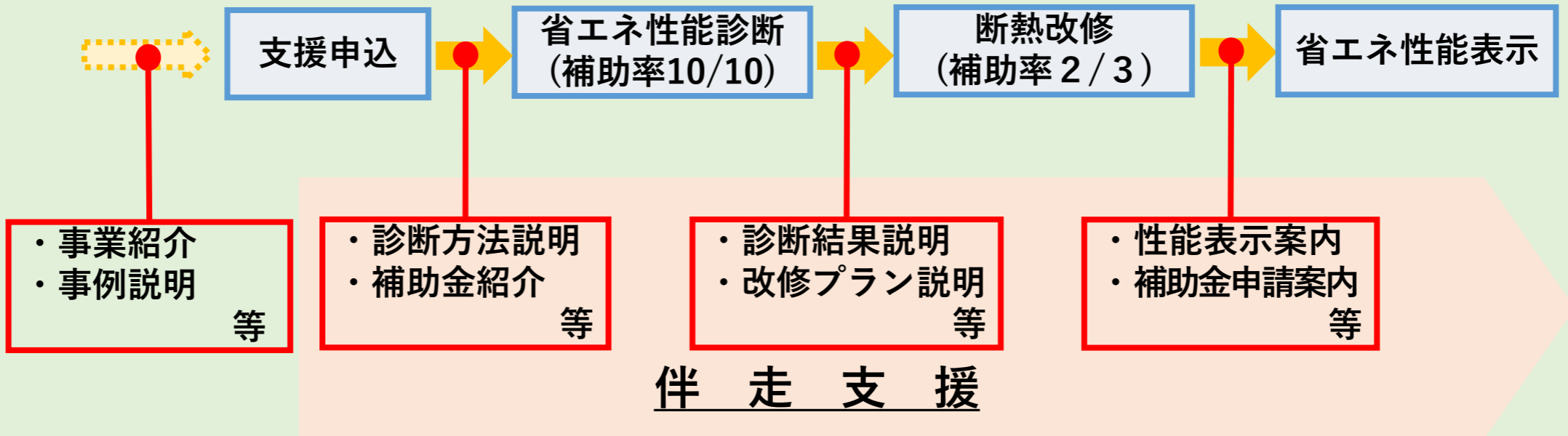
##### <事業スキーム>

賃貸オーナーのニーズに合わせ、コンシェルジュが省エネ性能診断前から断熱改修まで伴走支援

賃貸オーナー



コンシェルジュ



東京都賃貸住宅断熱・再エネ×コンシェルジュ事務局（専用ホームページ：<https://conciierge.metro.tokyo.lg.jp/>）

03-6734-7062 受付時間 9時から17時まで（土・日・祝日を除く）

## 省エネ改修工事をした住宅に対する固定資産税の減額

次の要件に全て該当する場合、省エネ改修工事をした住宅にかかる固定資産税が減額されます。

## 住宅リフォーム減税

<b>対象住宅</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月1日以前からある住宅であること</li> <li>居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上あること</li> </ul> ※貸家の用に供する部分は減額されません ※耐震改修をした住宅に係る固定資産税の減額制度等との併用はできません	<b>要件</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減額対象改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること（ただし、申告期限あり）</li> <li>改修後の住宅の床面積が40㎡以上、240㎡以下であること（ただし、令和8年3月31日までの改修の場合、50㎡以上280㎡以下であること。）</li> <li>減額対象改修工事費が60万円超、または同費用が50万円超で、省エネに資する装置の設置費と合わせて60万円超であること。ただし、国または地方公共団体からの補助金等がある場合は、補助金等を控除した額が上記を超えている必要があります</li> </ul>
<b>減額対象改修工事</b>	令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に、次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと <b>（①の工事は必須です）</b> ①窓の断熱改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事		<b>減額される額</b>

# 継続 東京都既存住宅省エネ診断・設計等支援事業

## 事業概要

- ・都内既存の集合住宅及び戸建住宅において省エネ診断、省エネ設計等に補助（診断、設計等は独立して申請可）

## 事業内容

○補助対象者：

住宅の所有者、マンション管理組合等

○補助対象事業：

省エネ診断・省エネ設計等

○補助率、補助上限額：

右表の通り

補助対象事業		補助率	補助率	交付限度額
省エネ診断		<ul style="list-style-type: none"> <li>■省エネ診断に必要な調査費用</li> <li>■BELSの評価・認証取得に必要な費用 等</li> </ul>	2/3	210千円/戸
省エネ設計等	省エネ基準適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■省エネ改修に必要な調査・設計・計画に係る費用</li> <li>■改修設計についてBELSの評価・認証取得に必要な費用</li> <li>■省エネ改修工事の工事監理に係る費用 等</li> </ul>	2/5	180千円/戸
	ZEH水準適合		4/5	360千円/戸

### 令和8年度での変更点

2026年税制改正「ZEH水準省エネ住宅の住宅ローン控除拡大」に伴い、  
交付申請者を「売買契約済みで所有権移転前（残代金決済または引き渡し日前）」拡大  
(ただし、完了実績報告までに所有権移転すること)

### (参考) ZEH水準省エネ住宅

住宅ローン控除

- ・2024～2025年  
3000万円限度・10年間

↓

- ・2026～2030年  
3500万円限度※・13年間

※子育て世帯・若者夫婦世帯は  
4500万円限度

**申込受付：令和8年4月1日～令和9年3月31日**

## 事業概要

ニーズや建物の状況に応じた省エネ化・再エネ化等のリフォームに関するアドバイスを行う無料派遣

## 事業内容

### 1 アドバイスの内容

- (1) リフォームに関する意向や現状の問題意識について聞き取り
- (2) 建物の状況や設備等を目視で調査
- (3) 調査結果に基づき、建物や設備等の現状の説明
- (4) 省エネ化・再エネ化やバリアフリー化等に関する改修手法や各種補助制度等について情報提供

### 2 申込が可能な方

耐震性を有する※都内の戸建住宅、二世帯住宅等の長屋の所有者

### 3 申込受付窓口

一般社団法人 東京都建築士事務所協会



利用申込みフォーム

申込受付：令和8年4月1日～令和9年3月31日

「戸建住宅省エネ・再エネリフォームガイド」を用いて情報提供



ガイドブックのダウンロードはこちら

# 拡充 マンション省エネ・再エネアドバイザー事業

## 事業概要

個々のマンションで共用部分の省エネルギー化等を進めるための提案をする「マンション省エネ・再エネアドバイザー」を無料で派遣（令和4年度～）

## 派遣助成の内容

### ●件数

① アドバイザー派遣：160件      ② フォローアップ派遣：20件（拡充部分）

### 【事業内容】

### ◆派遣するアドバイザー

マンション管理士、建築士又は電気主任技術者等の資格を持った専門家（2名）

### ◆内容

【① アドバイザー派遣】マンション共用部分等の省エネルギー化等に関する

①相談、調査、助言等 ②提案書作成、説明

【② フォローアップ派遣】上記①提案書について、総会等での詳細説明や質疑応答

### ◆対象者

分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体、賃貸マンションの所有者等（都内）

### ◆派遣回数等

1管理組合 ①、②各1回（② フォローアップ派遣は、① アドバイザー派遣後に利用可）


派遣料：無料

### ◆受付開始 令和8年4月1日



### 省エネ・再エネアドバイザー派遣のご案内

昨今、社会情勢等の目まぐるしい変化により、電力供給の厳しい見通しを示されています。マンションの共用部分についても、省エネルギー化等を進めていただくため、個別に省エネルギー化等のご提案をする「省エネ・再エネアドバイザー」を派遣いたします。**派遣料は無料**です。  
 ぜひこの機会にマンションの省エネ・再エネを考えてみませんか。



### 派遣内容

**対象者**：マンション管理組合、区分所有者、賃貸マンションの所有者等  
**派遣回数**：1管理組合等1回（下記①、②）

①相談、調査	建築及び電気のアドバイザー2名がマンションを訪問し、図面や修繕履歴、現地を調査し、アドバイスをします。
②提案	①の調査結果を踏まえた「提案書」を作成、ご説明し、省エネ化・再エネ化の実施に向けたアドバイスをします。


募集数は、上期（4月～9月）80件、下期（10月～3月）80件を予定しています。  
 申込数が募集数（160件）に達したときは、申込みを締め切ります。  
 ※①、②のアドバイス後、フォローアップのための派遣を受けることもできます。

### お申込みや詳細についてはこちら

一般社団法人東京都マンション管理士会  
**☎ 03-5829-9130**  
<https://www.kanrisi.org/page-2064/>



発行 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課  
 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
 電話 03-5320-5008



## 事業概要チラシ

## 2 補助金等の紹介

## 新規 太陽光発電等導入フェージビリティ調査支援（アドバイザー派遣）

## 事業概要

太陽光発電及び蓄電池等の導入を検討したい管理組合等に対して、導入方法（設置方法）、概略費用（補助金等の活用による削減可能金額を含む）、節約できる電気代、災害時の活用方法等を検討し、提示できる専門家を無償で派遣（令和5年度～7年度実施の「東京都既存マンション省エネ・再エネ促進事業」（補助金）を活用しやすい専門家派遣制度に再編）

## 派遣助成の内容

- 件数
  - ① アドバイザー派遣：30件
  - ② フォローアップ派遣：15件
- 【事業内容】（詳細検討中）
- ◆ 派遣するアドバイザー
  - 一級建築士等
- ◆ 内容
  - 【① アドバイザー派遣】 導入方法（設置方法）、概略費用（補助金等の活用による削減可能金額を含む）、節約できる電気代、災害時の活用方法等を検討し、検討結果を提示
  - 【② フォローアップ派遣】 ①の結果について、総会等での詳細説明や質疑応答
- ◆ 対象者
  - 分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体、賃貸マンションの所有者等（都内）で、以下の要件を満たすもの
  - 〔 5年以内に大規模改修を予定／建築構造が検討できる資料（検査済証や構造計算書等）／  
太陽光発電及び蓄電池の導入を検討すること 〕
- ◆ 派遣回数等
  - 1 管理組合 ①、②各1回（② フォローアップ派遣は、① アドバイザー派遣後に利用可）
  - 派遣料：無料
- ◆ 受付開始
  - 令和8年夏頃を予定

## 事業内容

- ・事務所ビルなどの非住宅で実施する、省エネ**診断**、省エネ**設計**、省エネ**改修工事**に補助
- ・国費を活用した補助制度。区市町村の補助実施体制が整うまで都が直接補助を実施

## 事業内容

- 対象者：中小企業者、中小企業団体、中小企業等協同組合、個人事業主、学校法人、社会福祉法人  
一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人  
中小企業者等と共同で診断等を行うリース等事業者、ESCO事業者
- 補助対象：延べ面積10,000㎡以下の**非住宅**において、下表の診断・設計・改修を行うもの

内容		補助率	補助上限額	
<b>省エネ診断</b> <b>省エネ設計</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■省エネ診断に必要な調査費用</li> <li>■BELSの評価・認証を受けるために必要な費用</li> <li>■省エネ改修に必要な調査・設計等に係る費用 など</li> </ul>	<b>2 / 3</b>	<b>上限なし</b>	
<b>省エネ改修</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■開口部、躯体等の断熱化、設備の効率化に係る工事費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部等の断熱化と併せて実施することで設備の効率化に係る工事も補助対象となります。</li> <li>・部分改修も補助対象となります。</li> <li>・改修後に耐震性が確保されることが必要です。</li> </ul> </li> </ul>	23%	省エネ基準 レベル	5,600円/㎡
			ZEB レベル	9,600円/㎡

助成対象住宅

- ・旧耐震基準で建築された住宅（マンションを除く）
- ・2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅（2階建以下・在来軸組工法）

助成対象者

住宅の所有者

助成窓口

区市町村（区市町村を通じた間接補助）

助成金額

	耐震診断*1		耐震改修	建替・除却	太陽光発電システム加算	
	助成率	上限額	上限額	上限額	助成率	上限額
旧耐震	2 / 3	13.6万円/戸*2	177.5万円/戸	177.5万円/戸*3	通常の対象額を超えた費用の3/5	36万円/棟
新耐震				対象外*4		

助成率等は都における標準的な場合の例示であり、以下の事項等のように区市町村によって助成制度は異なる。

\*1 耐震診断は区市町村が無償で行っている場合がある。

\*4 新耐震木造住宅の建替や除却を助成対象とする区市町村もある。

\*2 令和8年度から上限額を引上げ

\*5,6 障害者・要介護者等への加算についても区市町村によって異なる。

\*3 新築を伴わない除却のみの場合も上限額等は異なる。

近年の  
拡充事項等

○障害者・要介護者等\*5が居住する住宅については耐震改修等への助成を加算\*6（令和7年度～）

\*5 身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護者、要支援者

【通常】例：耐震改修の工事費が300万円の場合

助成金 177.5万円

【障害者・要介護者等が居住する住宅】

助成金 300万円

○耐震シェルターや防災ベッドに関する助成を行う区市町村に対し都は12.5万円/戸を限度に支援（令和7年度～）



耐震シェルターの例



防災ベッドの例


※区市町村が住宅所有者向けに助成を実施

※区市町村によって助成制度は異なる

取組名称	戸建て住宅の耐震化アドバイザー制度		
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準で建築された住宅（マンションを除く）</li> <li>・2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅（2階建以下・在来軸組工法）</li> </ul>		
対象者	対象住宅の所有者	窓口	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

**事業概要**


- ・所有者が耐震化を進める上での不安等を解消するため、専門家（建築士、弁護士等）を無償で派遣
- ・耐震化に合わせて省エネ・バリアフリー等のリフォームについても情報提供し、住宅の防災性と快適性を向上（令和6年度から拡充）  
⇒省エネ化、バリアフリー化、太陽光等と一体となった耐震化を推進



建物所有者等

耐震改修にあわせた  
省エネ、バリアフリー化など  
総合的な助言


アドバイザー  
(建築士など)



内窓

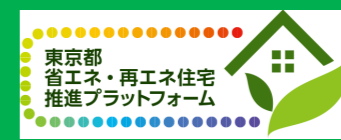
複層ガラス

省エネ化の事例（窓の断熱機能を向上）



太陽光パネル設置例

## 2 補助金等の紹介



### (3) 設備関連

# 太陽光パネルの高度循環利用の推進

## 事業概要

1. 使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルルート確立に向けて、リサイクル費用の一部を補助
2. 適切な維持管理等に向けた情報発信

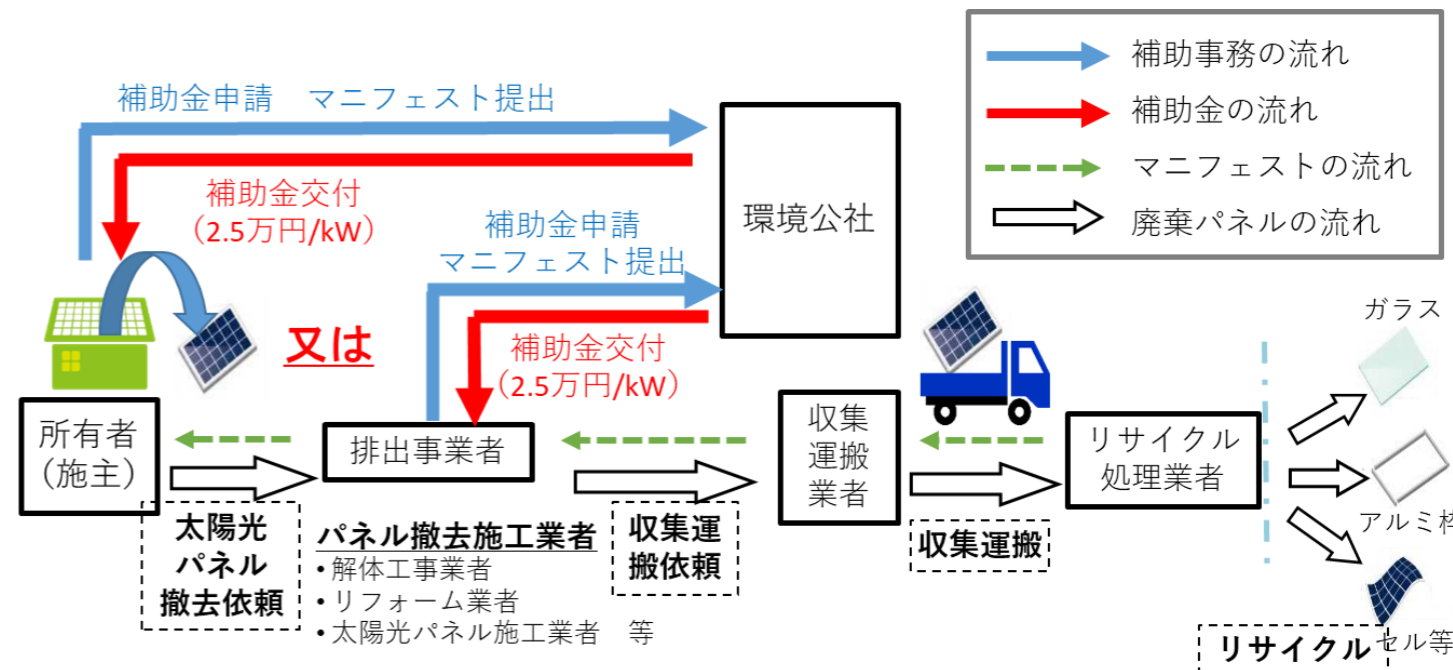
## 事業内容

### 1. リサイクルの推進

- 補助内容：使用済住宅用太陽光パネル（発電出力50kW未満、**カーポート設置を含む**）のリサイクル費用の一部
- 補助対象者：所有者、又は住宅用太陽光パネルの撤去及び処分（リサイクル）を行う排出事業者（例：ハウスメーカー、リフォーム業者、解体工事業者、太陽光パネル施工業者など）
- 補助金額：25,000円/kW
- 令和7年度に追加指定のリサイクル施設は2施設、現在10施設
- 受付期間：令和5年6月1日から令和9年9月30日まで

### 2. 適切な維持管理

- 都民向け「住宅用太陽光発電設備を長く・大切に使うために」、及び事業者向け「取り外しマニュアル」をHPにて公表
- 各マニュアルには災害時対応も掲載



1 事業概要

リース・電力販売・屋根借り・自己所有モデル等のサービスにより、初期費用ゼロで太陽光発電設備等を設置する事業者に対して費用を助成し、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者の負担を軽減する。

2 事業内容

<事業期間> **延長**

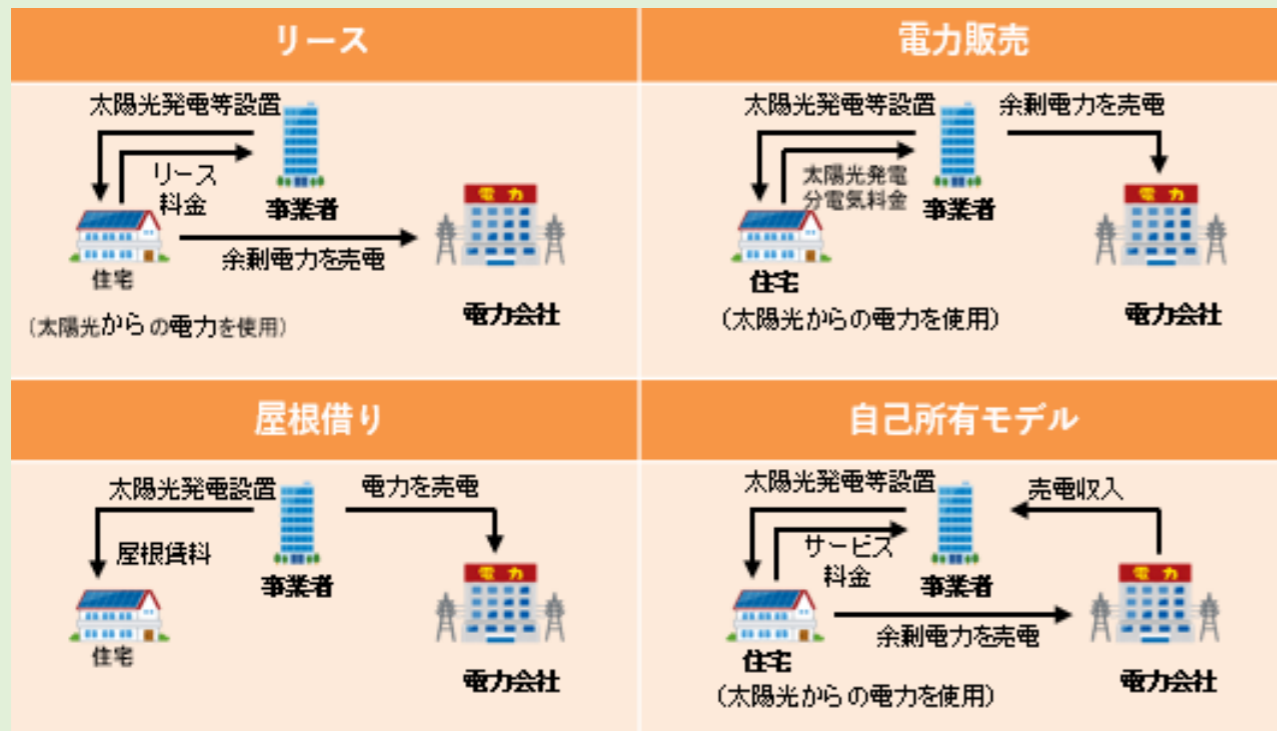
令和4年度～令和12年度（助成金の交付は令和14年度まで）

<事業プラン申請・助成金申請受付期間>

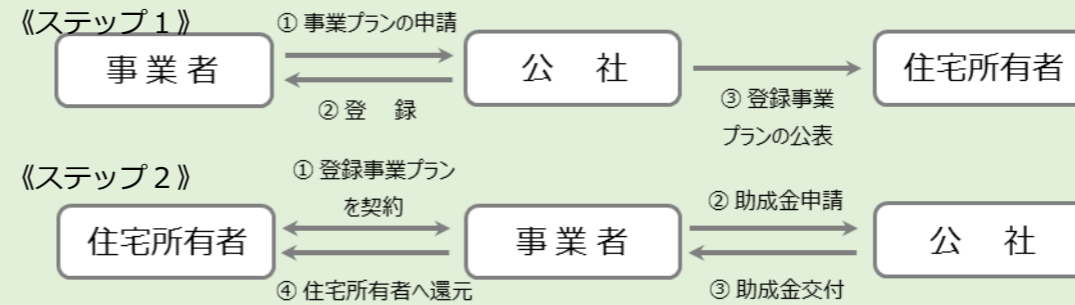
令和8年度の初期ゼロサービス契約にかかる交付申請は6月下旬に受付開始予定

※令和7年度以前の初期ゼロサービス契約の交付申請は引き続き受付中

<初期費用ゼロスキーム例>



<事業の流れ>



詳細はこちら↓



<助成額>

補助内容		補助率・額
太陽光発電設備	新築	【3kW以下の場合】15万円/kW 【3kW超の場合】10万円/kW ※3kWを超え3.6kW以下の場合は一律36万円
	既築	【3kW以下の場合】18万円/kW 【3kW超の場合】12万円/kW ※3kWを超え3.75kW以下の場合は一律45万円
蓄電池	<b>変更</b>	10万円/kWh(上限120万円) (令和8年4月1日以降の契約分から)
機能性PV上乘せ	<b>拡充</b>	機能性の区分に応じ最大10万円/kW

※低容量の初期費用ゼロサービスの普及促進のため、3kW以下の太陽光発電の助成単価を他の補助制度より増額

## 1 事業概要

○太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業実施者（アイチューザー株式会社）が購入希望者を募集し、**共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減**を可能とする事業を実施

## 2 事業内容

## ○参加登録期間（第2回以降は予定）

【第1回】令和8年3月26日から7月29日まで

【第2回】7月30日から11月30日まで

【第3回】12月1日から令和9年3月31日まで

## ○選択可能なプラン

- ・「太陽光発電設備のみ」、「太陽光発電設備＋蓄電池」、「蓄電池のみ」の3つのプランから選択が可能
- ・参加登録後に届く見積等を踏まえて契約の判断が可能

## ○価格低減効果 ※ 価格低減の程度は、状況により変動

- ・令和7年度は、共同購入により設置費用（機器費及び工事費）が想定市場価格から**約2割程度**低減した実績あり

## ○その他

- ・本事業で住宅に太陽光発電設備等を設置する方について、**都の補助金も併せて活用することが可能**
- ・施工事業者及び太陽光発電設備等のメーカーは指定

**コールセンター：0120-723-100**

（受付時間 10時から18時まで（土・日・祝日を除く））



## ○令和8年度第1回募集期間の施工事業者（第2回以降は別途入札予定）

（太陽光発電設備）  
（太陽光発電設備＋蓄電池）

黄色：RICHLIFE  
 橙：コストリノベーション  
 緑：Asmile 石井瓦工業株式会社  
 あずき色：セレスコ  
 青：リケンエナジー  
 紫：エコファミリイ  
 灰色：エーシーネクスト  
 桃色：バリューエコロジー  
 水色：リベラルソリューション  
 赤：二和電設  
 ベージュ：Road Energy  
 黄緑：アルファコーポレーション

## （蓄電池のみ）

緑：PFA  
 黄色：RICHLIFE  
 橙：コストリノベーション  
 水色：バズエリア  
 桃色：リケンエナジー

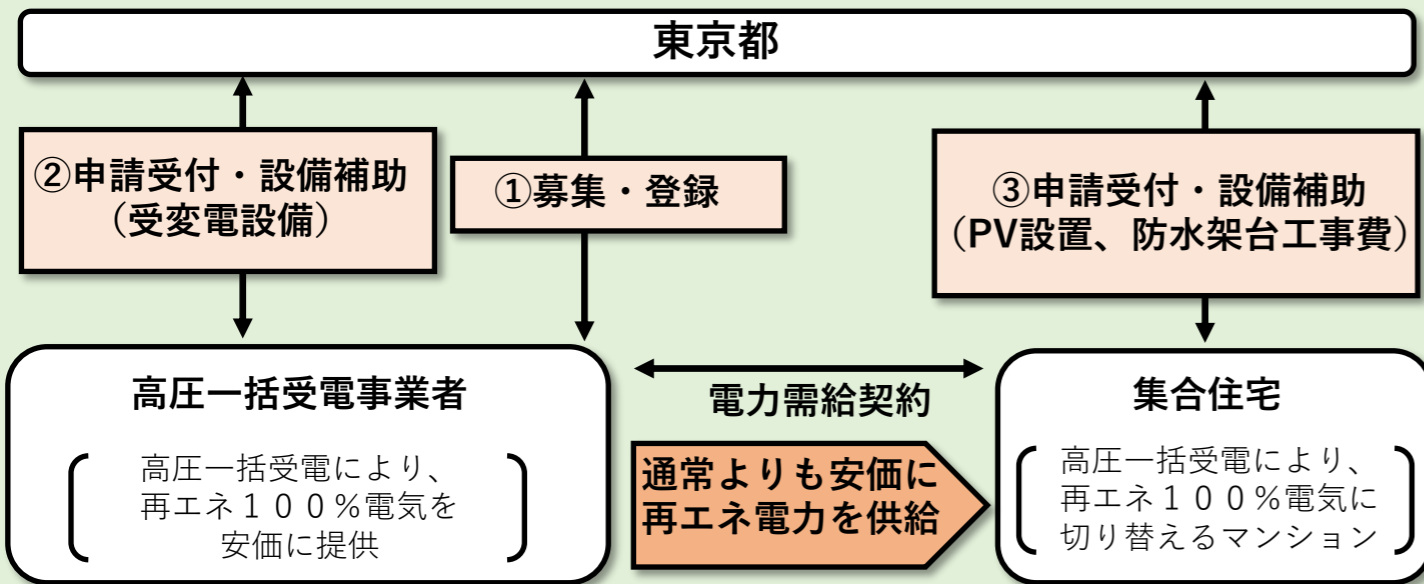


## 1 事業概要

○集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高圧一括受電による再エネ100%電気の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費を助成するとともに、太陽光発電設備を設置する場合には上乗せして助成する事業を実施

## 2 事業内容

### <事業スキーム>



### <助成金額・要件>

助成対象	助成単価・助成率	上限	要件
受変電設備等	機器費・工事費の2/3	850万円/棟 又は 8.5万円/戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クール・ネット東京にて登録された高圧一括受電事業者が提供するサービスに係る設備であること</li> <li>・電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること等</li> </ul>
PV(既築)	12万円/kW	発電出力 50kW未満	助成対象となる高圧一括受電契約が締結される集合住宅に導入される設備であること等  集合住宅の陸屋根への施工に限る等  既存集合住宅の陸屋根への施工に限る等
PV(新築)	10万円/kW		
架台工事	20万円/kW		
防水工事	18万円/kW		

○事業者登録期間 令和8年5月下旬から令和9年2月末まで(予定)

○助成金交付申請期間 令和8年5月下旬から令和9年3月末まで(予定)

○事業者登録・助成金申請窓口 公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)  
(参考) 令和7年度ホームページ: [https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/shugou\\_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7/](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/shugou_saiene/saiene-juhenden-sokusin-r7/)

クール・ネット東京 創エネ支援チーム 03-6258-5317 受付時間 9時から17時まで(土・日・祝日を除く)

- 都内の集合住宅及び既存戸建住宅に、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHEV）用充電設備を設置する際の経費等を補助。令和8年度は、機械式駐車場のEV対応への改修工事における支援も含めて継続

事業内容

	助成対象設備等	設備購入費	設置工事費		上乗せ補助等
集合住宅	超急速充電設備(出力90kW以上)	10/10 (機種ごとの上限あり)	上限1,600万円/基		蓄電池付き充電設備 + 335万円/基 (上限額) 通信機能付き充電設備 + 10万円/基 (上限額)
	急速充電設備(出力10kW以上)		上限6万円/kW or 上限309万円/基 (いずれか低い方)		
	普通充電設備 V2H充放電設備 充電用コンセントスタンド	1/2 (機種ごとの上限あり) (国補助と併用して10/10もあり)	上限135万円/基 (1基目) 上限68万円/基 (2基目以降)	機械式駐車場へ設置する場合 上限171万円/基 (1基目) 上限86万円/基 (2基目以降)	通信機能付き充電設備 + 3万円/基 (上限額)
	充電用コンセント		上限95万円/基 (1基目) 上限48万円/基 (2基目以降)		
	将来の充電設備設置のための先行工事	-	機械駐車場以外：上限7万円/区画、機械駐車場：上限30万円/区画		-
	遠隔制御用エネルギーマネジメント設備	-	上限30万円/台		-
	機械式駐車場への充電設備設置時のパレット改修工事 (EVが駐車可能な規格への改修)	-	上限140万円/パレット		-

※合計出力50kW以上の充電設備を導入する場合、受変電設備改修費（機器購入費・設置工事費）を上限435万円まで補助

	助成対象設備	設備購入費	設置工事費	要件
既存戸建住宅	普通充電設備 充電用コンセント	通信機能なし	25,000円/基	太陽光発電の設置または再エネ100%の電力契約
	充電用コンセントスタンド	通信機能付き	全額 (上限30万円/基)	- (調整中)

- 令和4年度に創設した充電サービス事業者等で構成する連携協議会を活用し、マンション充電設備の普及促進に向けた各種支援策を展開。

### 事業内容

#### ○マンション充電設備普及促進事業

名称	補助概要	補助対象者	補助額
マンション充電設備ランニング経費補助	充電設備を先行的に一定数導入し、別途電気の引込工事を行う都内マンションに対し、新たに契約した電気料金（基本料金）を支援	都内マンション管理組合、賃貸住宅オーナー等	最大18万円/年（低圧） 最大334万円/年（高圧）

#### ○普及啓発の取組

- ・ マンション管理組合等を対象とした充電事業者各社との個別相談会
- ・ 充電設備の設置に関する助言を行うマンションアドバイザーを派遣、オンライン相談会の実施
- ・ マンションへの充電設備設置に特化したポータルサイトからの情報発信





- 災害時でも自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表 ▶▶ R8年2月末時点：約**12.9万戸（932件）**



**登録要件** 耐震基準を満たしていること（前提）

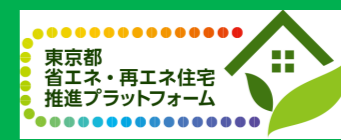
ハード対策：非常用電源の設置 } いずれか  
ソフト対策：防災マニュアル等を整備 } （ソフト対策のみでも登録可）

対策	件数
ソフト対策 など（☆）	817
ソフト対策 + ハード対策 など（☆☆）	52
ソフト対策 + 長時間のハード対策（☆☆☆）	63

- 「東京とどまるマンション」の登録マンションを対象に、以下の支援を実施予定（⇒は、令和8年度の拡充内容）

支援対象	開始年度	補助率	補助上限額（万円）
防災備蓄資器材（防災キャビネット、簡易トイレ等）補助 ※令和8年度から、補助上限まで複数回申請を可能化	通常	R5～	2/3 66 ⇒ 100
	町会等と合同防災訓練を実施	R6～	10/10 100 ⇒ 150
非常用電源設置（蓄電池、非常用発電機）補助	蓄電池	R6～	3/4 1,316かつ18.8/kWh
	非常用発電機	R6～	1/2 ⇒ 2/3 1,500 ⇒ 2,000
非常用電源確保に係る浸水対策（止水板の設置等）補助	R6～	1/2 ⇒ 2/3	75 ⇒ 833
既存給排水管点検調査専門家派遣	R6～		（築30年以上）
エレベーター閉じ込め防止対策（リスタート運転機能等）補助	R7～	1/2 ⇒ 2/3	200 ⇒ 266
マンホールトイレ整備補助	R7～	2/3	40
太陽光発電設備・V2X（電気自動車用充放電設備）設置補助	R7～	3/4	3,000
防災備蓄倉庫導入補助 ※令和8年度から、設計費に加え整備費も対象に追加	R7～	1/2 ⇒ 2/3	25 ⇒ 133

## 2 補助金等の紹介



### (4) 住宅市街地

# 宅地開発無電柱化推進事業

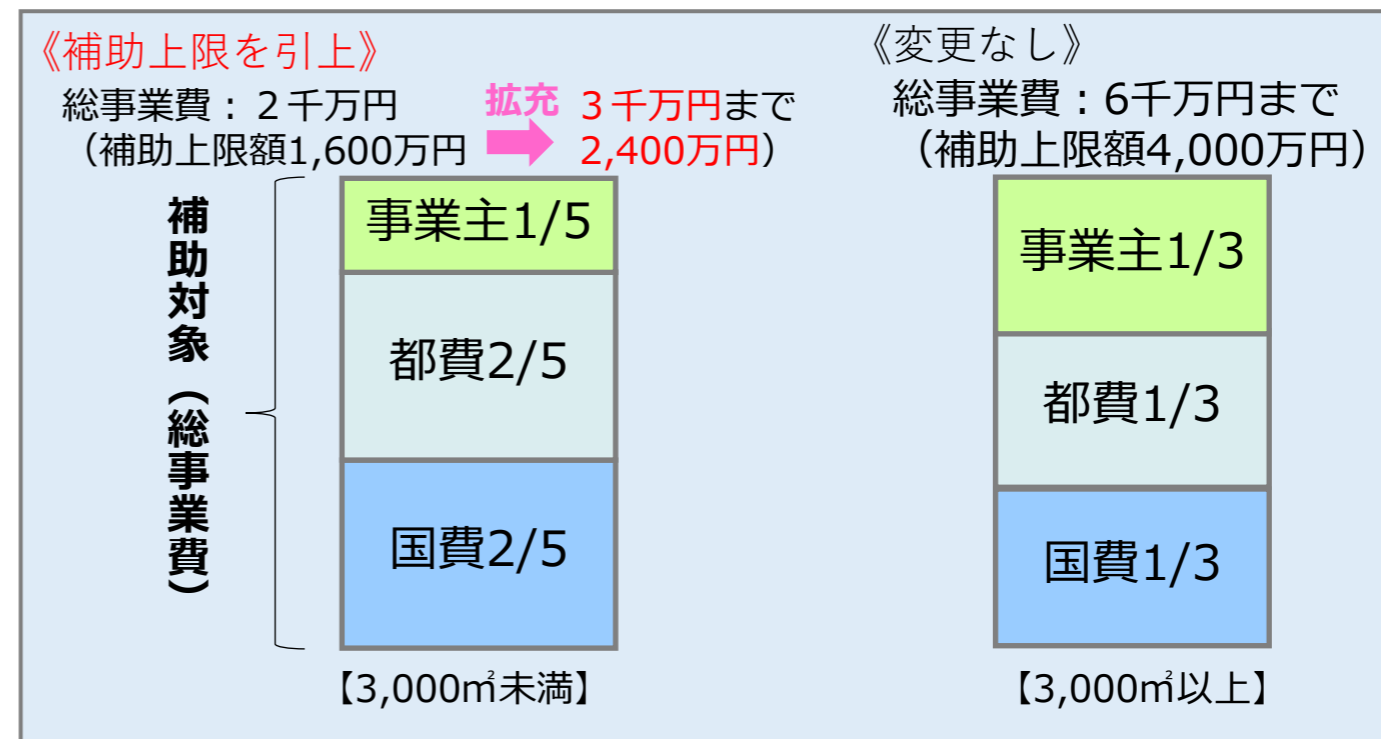
## 事業概要

無電柱化を推進するため、都市計画法による開発許可を得て、新たに築造される道路の電線類を地中化した場合に、その事業費の一部について補助を実施

## 事業内容

- 対象事業の条件
  - ・都内で開発許可により新たに道路を築造する宅地開発（住宅を主な用途とする開発）
- 補助対象となる費用
 

無電柱化の設計費・工事費（引込柱を含む）
- 補助限度額
  - 《開発面積：3,000㎡未満》 **【R8年度より】**  
総事業費**3,000万円まで【拡充】** 総事業費の4/5を補助
  - 《開発面積：3,000㎡以上》  
総事業費6,000万円まで、総事業費の2/3を補助
- 補助事業について



[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/jyutaku/takutimudentyuu/101](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takutimudentyuu/101)

## 事業概要

(公財) 東京都都市づくり公社と連携・協力して、開発事業者や設計会社の皆様へ、配線計画案の作成や概算費用の算出等の支援を無料で行う相談窓口を設置する

## 事業内容

- 利用できる方：開発事業者及び開発事業者から設計を依頼された設計会社
- 支援内容：開発道路を無電柱化する場合の配線計画案作成、想定事業スケジュールの作成、概算事業費の算定、個別のご相談への回答 など
- 対象要件
  - (1) 都市計画法第 29 条の開発許可を受けて行う開発事業（都内）
  - (2) 住宅を主な用途とする開発事業（開発戸数 20～30 戸程度を上限）
- 受付期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月下旬まで（予定）
- 相談窓口：(公財) 東京都都市づくり公社  
<https://www.toshizukuri.or.jp/information/mudenchu.html>



※無電柱化を実施する際のノウハウをまとめた「宅地開発無電柱化 HAND BOOK」もご活用ください！  
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/2026-03-31-104026-018>

## 事業概要

宅地開発において無電柱化に取り組む事業者を増やしながらかく普及させることを目的として、事業者の認定制度を創設・運用しています

## 事業内容

## ○認定されると

- ・都市整備局ホームページで、認定事業者と、その取組事例を紹介します
- ・認定ロゴマーク（登録番号入り）をご活用いただけます

## ○認定の要件

都市計画法第29条の開発許可を受けて行う宅地開発において、無電柱化を推進する事業者で、以下のいずれも満たす方

- (1) 都内での無電柱化の施工が確認された方
- (2) 認定規定の内容について同意した方

## ○募集期間：予定が決まりましたら、下記リンク先等でご案内します

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/jyutaku/takutimudentyuu/201](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takutimudentyuu/201)

## ○認定制度について

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/pdf\\_bosai\\_kaihatsu\\_pdf\\_kaihatsu13-01](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/toshiseibi/pdf_bosai_kaihatsu_pdf_kaihatsu13-01)



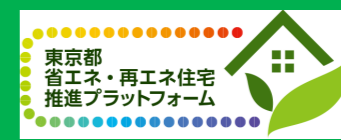
認定ロゴマーク



表彰事業者への表彰状の授与

【問合せ先】都市整備局 市街地整備部 区画整理課（宅地開発無電柱化担当）  
電話 03-5320-4948

## 2 補助金等の紹介



### (5) 家電の買い替え

# 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）

## 1 事業概要

- 省エネ性能の高い**エアコン**、**冷蔵庫**及び**給湯器**並びに**LED照明器具**への買替等を促進するため、「東京ゼロエミポイント」を付与する事業
- 令和6年10月1日購入分より店舗での値引き方式に変更及び支援を拡充
- **令和7年8月30日より高齢者及び障害のある方を対象に支援を拡充**

## 2 事業内容

**期限：令和9年3月31日**

- ※高効率な新規家電購入、高齢者及び障害者のエアコン購入は、**令和9年3月31日まで期限を延長**
- ※予算が無くなり次第終了

※当該事業に参加登録した家電販売事業者からの購入に限定

**コールセンター：0120-083-255**  
**又は03-6834-2621**  
9時から17時まで（年末年始を除く）



### ① 通常の見替

- エアコン(最大23,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大26,000ポイント)
- 給湯器(一律12,000ポイント)
- LED照明器具(対象製品のみで4,000ポイント、  
取替作業費込みで6,000ポイント)

### ② 長期使用家電からの見替

- エアコン(最大**70,000**ポイント)
- 冷蔵庫(最大**80,000**ポイント)

### ③ 高効率な新規家電購入

- エアコン(最大10,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大5,000ポイント)

### ⑤ 調査費用の助成

- 1台当たり5,000円  
※事業者への助成
- ②の申請に当たり、参加登録した事業者が、買替前機器の製造年等を現地調査・確認し、買替申請が成立した場合

### ④ 高齢者及び障害者のエアコン購入

- 高齢者の方や障害のある方がエアコン（多段階評価点が3.0以上）を購入する際、80,000ポイントを付与

**拡充** 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）

3 ポイント数詳細

【新規購入】

対象機器	ポイント数
エアコン 多段階評価点 2.0～2.9以下	対象外
エアコン 多段階評価点 3.0以上	10,000
冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%～104%以下	対象外
冷蔵庫 省エネ基準達成率 105%以上	5,000

【高齢者・障害者購入】

対象機器	ポイント数
エアコン 多段階評価点 3.0以上	80,000

**拡充**

【通常買替】

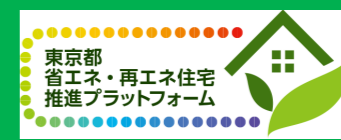
対象機器	区分	ポイント数①
エアコン 多段階評価点 2.0～2.9以下	2.4kW未満	9,000
	2.4kW～3.6kW未満	10,000
	3.6kW～	23,000
エアコン 多段階評価点 3.0以上	2.4kW未満	15,000
	2.4kW～3.6kW未満	18,000
	3.6kW～	23,000
冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%以上	251ℓ未満	14,000
	251ℓ～501ℓ未満	16,000
	501ℓ～	26,000
給湯器	エコジョーズ	12,000
	エコキュート	12,000
	エコフィール	12,000
	ハイブリッド	12,000
LED照明器具	購入のみ	4,000
	取替作業費込み	6,000

【長期使用家電買替】※

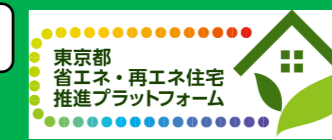
対象機器	区分	ポイント数②
エアコン 多段階評価点 2.0～2.9以下	2.4kW未満	20,000 (①+11,000)
	2.4kW～3.6kW未満	30,000 (①+20,000)
	3.6kW～	40,000 (①+17,000)
エアコン 多段階評価点 3.0以上	2.4kW未満	50,000 (①+35,000)
	2.4kW～3.6kW未満	60,000 (①+42,000)
	3.6kW～	70,000 (①+47,000)
冷蔵庫 省エネ基準達成率 100%～104%以下	251ℓ未満	14,000 (0)
	251ℓ～501ℓ未満	25,000 (①+9,000)
	501ℓ～	40,000 (①+14,000)
冷蔵庫 省エネ基準達成率 105%以上	101ℓ～251ℓ未満	20,000 (①+6,000)
	251ℓ～501ℓ未満	40,000 (①+24,000)
	501ℓ～	80,000 (①+54,000)

※ 製品の銘板により、製造年から15年以上経過したことが確認できる機器からの買替の場合

## 2 補助金等の紹介



### (6) プラットフォーム



継続 東京都省エネ・再エネ住宅普及促進事業補助金

事業概要

プラットフォーム会員団体が行う、省エネ・再エネ住宅普及促進に要する費用の一部を補助

事業内容

※営利を主目的とする事業は対象外

○補助対象：右表

○補助率：2/3

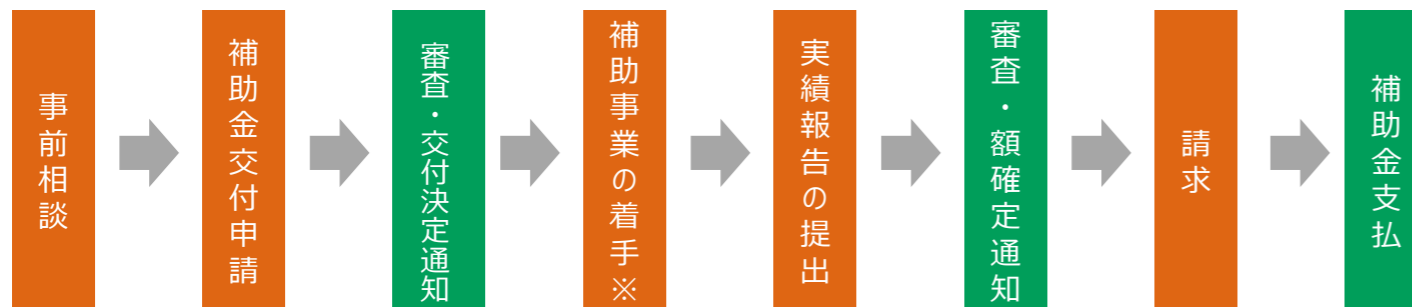
○補助上限額：3,500千円

○申請期間：令和7年4月1日受付開始  
\*申請から交付決定まで1～2週間程度

補助事業	対象事業（例）	対象経費（例）
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー開催</li> <li>パンフレット作成</li> <li>HP作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー開催に要する費用（講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費）</li> <li>パンフレット作成に要する費用</li> <li>HP作成に要する費用</li> </ul>
相談窓口等設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置</li> <li>研修会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の設置に要する初期費用（備品の購入費）</li> <li>研修会開催に要する費用</li> </ul>
技術力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術支援講習会（施工技術、省エネ計算）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術支援講習会に要する費用（講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費）</li> </ul>

「申請手続きの流れ」

申請団体 東京都



※補助対象経費の変更等が生じた場合は速やかに変更申請要

「補助金HP」

申請様式は前年度から変更されています。申請する際には、補助金HPから最新の様式をご利用ください。



## (1) 令和8年度中層木造共同住宅の普及に向けて

### 中層共同住宅の木造利用の背景

これまで、中層の共同住宅はRC造を中心に多くが建設されてきた。今後、これらの多くは、建替えの時期を迎える（下表参照）

その建替えにあたり、選択肢の幅を広げ、木造利用を可能とすることは、国産材利用や脱炭素の観点より重要

その**設計ができる人材を育成することが急務**であり、設計者を対象とした講習会を実施することにより、普及促進を行うことが有効



外国の建設事例

### 都内の共同住宅数

	(棟数)			(戸数)	
	木造	非木造		木造	非木造
1～2階	126,400	81,000	1～2階	531,900	383,000
3～5階	10,100	185,100	3～5階	48,500	1,895,300
6～10階	—	40,000	6～10階	—	1,220,900
11階以上	—	13,800	11階以上	—	310,000

令和5年 住宅・土地統計調査（総務省）より

### 都内の共同住宅の経年

		(棟数)	
		木造	非木造
1980年以前	1～2階	18,168	5,510
	3～5階	991	34,539
	6～10階	—	4,403
	11階以上	—	1,236
1981年～ 2000年	1～2階	56,674	36,319
	3～5階	4,612	91,486
	6～10階	—	20,246
	11階以上	—	5,179
2001年以降	1～2階	51,557	39,220
	3～5階	4,459	59,075
	6～10階	—	15,351
	11階以上	—	7,441

令和5年 住宅・土地統計調査（総務省）より推計

拡充 令和8年度中層木造共同住宅の普及に向けて（設計者向けの勉強会の実施）

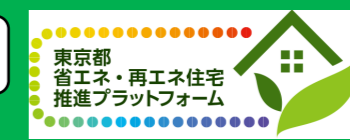
勉強会の内容

- 目的：中小事業者向けに中層共同住宅の選択肢を増やすための設計技術力の機会の提供
- 対象者：東京都省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム団体会員の技術者
- 勉強会規模：1セット50名程度（原則6回の勉強会すべてに参加できる方）
- 勉強会修了時のイメージ：中規模木造共同住宅が設計でき、施工者に発注等が可能な技術者を育成
- 勉強会の内容（8月より計6回を**2セット**）
  - ・概論、構法計画の基本事項、構造計画上の留意事項、設計プロセス
  - ・防耐火規定の概要、告示の例示仕様（1時間準耐火構造、75分準耐火構造）
  - ・燃えしろ設計、接合部の防耐火、軸組工法による事例
  - ・計画策定、防耐火設計の留意事項 など
- 募集時期 令和8年7月頃を予定

R8年度スケジュール（予定）



## (2) 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例



新規

# 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例

- 都は、規制区域内で行われる宅地開発について開発区域内への電柱等の新設を原則禁止とする「東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」を令和7年度末に制定
- 今後、必要な周知を行った上で、令和8年秋頃の条例施行を予定

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku\\_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku_kaihatsu/jyutaku/takuchimudentyuu)

## 条例の概要

### 宅地開発における無電柱化の推進

規制区域※内で行われる宅地開発において、技術的に困難である場合等を除き、**開発区域内（開発道路・宅地など）での電柱新設を原則禁止**

- 宅地開発とは、以下のすべてを満たす開発事業です
- ① 居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行うもの（都市計画法第29条の許可を受けて行うもの）
  - ② 新たな道路の整備（開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。）を伴うもの

### 実施計画（届出制）

宅地開発事業者に「無電柱化実施計画届出書」提出を義務付け

### 実効性の確保

- ① 届出書の全件公表
  - ・無電柱化を実施しない旨を届け出た者には、指導、勧告を実施
  - ・無電柱化の実施有・無及び実施しない場合は理由などを全件公表
- ② 届出を怠った場合など義務違反には指導、勧告、公表を実施

### ※規制区域について

規制区域は、以下の計画に基づき、東京都無電柱化計画の改定後、告示します。

- ① 「防災都市づくり推進計画」における整備地域、重点整備地域及び防災環境向上地区（令和8年3月改定）

<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/promotion-plan/maintenance-program/>

- ② 「東京都無電柱化計画」（改定中）における重点整備エリア

・東京都無電柱化計画は、令和8年2月に「次期『東京都無電柱化計画』の方針」を公表し、重点整備エリアを環状八号線まで拡大する方針を示しています。

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/road/kanri/chichuka>

## (1) 住宅事業者への感震ブレーカー設置促進のための補助金

## 拡充 住宅事業者への感震ブレーカー設置促進のための補助金

### 1 事業目的

東京都は、**地震発生時における電気火災を防止**するため、**住宅事業者**が都内に住宅を新築する際に設置する**感震ブレーカーの購入費を補助**しています。

### 2 補助内容

- 補助対象者：住宅事業者
- 補助経費：住宅の新築やリフォーム工事（増築・改築含む）の際に設置する**分電盤内蔵タイプの感震ブレーカーの購入費**
- 補助率：対象経費の1/2（上限3万円）



「感震機能付き分電盤」

#### <拡充のポイント>

補助対象として、建売の木造住宅に限定していましたが、**都内すべての新築住宅やリフォーム工事（増築・改築含む）を行う住宅に拡大**しました。**補助申請受付中（都防災HPに交付要綱など掲載）。**

### 3 お問い合わせ先

お気軽にお問い合わせください。

東京都総務局総合防災部防災戦略課

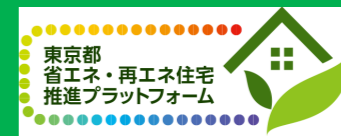
電話番号：03-5320-7449（直通）

メールアドレス：S0031506@section.metro.tokyo.jp



## (2) 事務局からの連絡

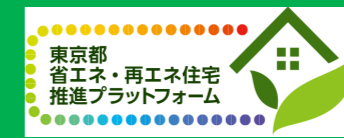
# 4 その他 事務局からの連絡



## 参加団体 55団体 (令和8年4月現在)

住宅事業者団体	リフォーム事業者団体	省エネ・再エネ設備団体	地域工務店団体	不動産・建築士団体等

# 4 その他 事務局からの連絡



## 令和8年度活動計画

	令和8年 4～6月	7～9月	10～12月	令和9年 1～3月
会議体	4/15 <b>連絡協議会 (第1回)</b> 今年度の 都の計画・補助金等紹介  ● <b>団体アンケート</b>	<b>分科会</b> (全6回)		2月上旬 <b>連絡協議会 (第2回)</b> 次年度の 都の予算の紹介  (同時開催予定) <b>事業者向けセミナー</b>
主な 活動 内容	<b>普及促進事業補助金</b> (普及啓発、相談窓口の設置、技術力向上：2/3、350万円限度)			
	<b>ポータルサイト運用</b> <b>メールマガジン配信</b>			
		<b>事業者向けイベント</b> (開催時期検討中)	<b>都民への普及啓発</b> ・住まいに役立つ情報展 ・エコ住宅体験会	

### 新規：事業者向けイベント開催

団体や団体会員事業者が自らの取組等を紹介し、連携するきっかけや事業者の省エネ・再エネの取組の理解に繋がる場を設定

### ① 分科会（年6回開催）

- ・ 都の施策等のタイムリーな情報提供、施策の推進・検討に係る団体との意見交換
- ・ 団体の希望するテーマでの情報提供、意見交換

#### 想定されるテーマ

- 都民向け普及啓発について
- 既存住宅の断熱改修の促進について
- 太陽光発電等再エネの促進について
- 共同住宅における木材利用促進について 等

#### 団体の希望するテーマ

団体向けアンケートにより意向確認し、設定

#### 開催方法

意見交換を促進するため、テーマに関連した団体については対面出席いただきつつ、WEBによる参加も可能とする

## ② ポータルサイト

### 直接更新

団体等によりタイムリーな更新が可能

東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム  
会員団体の活動等紹介

---

**住宅事業者団体**

(一社) 住宅生産団体連合会	[2024.06.20] <a href="#">技術資料</a> <a href="#">蓄電システム読本</a>
	[2024.06.20] <a href="#">技術資料</a> <a href="#">住宅用太陽光発電システム チェックリスト</a>
(一社) ZEH推進協議会	[2023.06.30] <a href="#">活動報告</a> <a href="#">一般社団法人ZEH推進協議会のご紹介 (PDF 4MB)</a>
(一社) 日本ツーバイフォー建築協会	[2024.06.25] <a href="#">活動紹介</a> <a href="#">環境対策</a>
(一社) 日本木造分譲住宅協会 (体中)	

**省エネ・再エネ住宅がわかる・技術力を向上する  
セミナー・イベントに行こう！**

プラットフォーム会員団体が実施するセミナー・講習会、イベント情報をお知らせします。  
積極的に参加して省エネ・再エネ住宅の理解を深め、技術力を向上させましょう。

**セミナー・講習会**

- 【終了】 令和6年度「省エネ・再エネ住宅普及促進セミナー」  
プラットフォーム会員団体・会員事業者向け

主催者	東京都住宅政策本部
対象	東京都省エネ・再エネプラットフォームに参加する団体会員
概要	本セミナーでは、東京都省エネ・再エネプラットフォームに参加する団体会員の皆様に、省エネや快適な住まいについて都民に普及啓発するための知識の供与や取組みの紹介をしています。今回は、省エネ・再エネ住宅の導入につながる、光熱費等の削減だけでなくとどまらない、快適性、健康性、生産性向上等のポイントについて、サステナブルの視点からお話しいただきます。

### 掲示板

団体等の取組、課題等の投稿が可能

参加団体が直接投稿

投稿へのコメント

直接更新フロー、掲示板投稿キーは後日メールにてご案内します

## ③ メールマガジン

参考となる取組情報やイベント、講習会等、他団体（団体事業者）に情報共有することがあれば、事務局にメールマガジン掲載案文と、配信希望日をご連絡ください。



メールマガジン「まぐまぐ」  
の登録はこちら